

平成30年舟形町議会
第4回定例会会議録

舟形町議会

平成30年舟形町議会第4回定例会会議録

招集年月日 平成30年11月27日

招集の場所 舟形町議会議場

開 会 12月4日 午前10時

応招議員(10名)

1番 伊藤 欽一 6番 斎藤 好彦

2番 小国 浩文 7番 佐藤 広幸

3番 石山 和春 8番 加藤 憲彦

4番 佐藤 勇 9番 叶内 富夫

5番 奥山 謙三 10番 八 欽 太

不応招議員(なし)

平成 30 年 12 月 4 日（火曜日）

第 4 回舟形町議会定例会会議録

（第 1 日目）

平成30年舟形町議会第4回定例会第1日目

平成30年12月4日(火)

出席議員(10名)

1番 伊藤 欽一	6番 斎藤 好彦
2番 小国 浩文	7番 佐藤 広幸
3番 石山 和春	8番 加藤 憲彦
4番 佐藤 勇	9番 叶内 富夫
5番 奥山 謙三	10番 八 焜 太

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため議場(会議)に出席した者の職氏名

町 長	森 富 広	危機管理室長	伊藤 茂 樹
副町長	庄 司 雅 人	地域整備課長	伊藤 武 美
会計管理者	相 馬 昇	農業振興課長 兼農業委員会事務局長	伊藤 誠 宏
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	伊藤 幸 一	総務課財政係長	八 焜 幸 仁
まちづくり課長	小 野 芳 喜	教 育 長	齊 藤 涉
健康福祉課長	叶 内 範 夫	教 育 課 長	八 焜 照 光
住民税務課長	須 貝 孝 子	監 査 事 務 局 長	齊 藤 洋 一

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 齊藤 洋 一 主 事 伊藤 優

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議員派遣の報告
- 日程第5 本期受理の請願・陳情

請願第2号 ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシーを国に求める
請願

請願第3号 三光堰（紫山地内）への余水吐並びに排水路整備に向けた陳情

日程第6 町長挨拶並びに行政報告

日程第7 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時02分 開会

議長 ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。ただいまから平成30年第4回定例会を開会いたします。

なお、今定例会においては、タブレット導入に向けて試験的に議場への持ち込みを許可しております。ご協力をお願いいたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により議長が指名をします。5番奥山謙三君、9番叶内富夫君の両名を指名します。

日程第2 会期の決定

議長 日程第2 会期の決定について議題とします。

本定例会の会期については、議会運営委員会で協議されております。その結果を加藤議会運営委員長より報告を願います。

8番 平成30年11月27日開催の議会運営委員会において12月定例会の会期について協議しましたので、その結果について報告いたします。

平成30年12月定例会の会期は、12月4日から6日までの3日間とすることに決定しました。以上、報告いたします。

議長 お諮りいたします。本定例会の会期は、ただいま加藤委員長報告のとおり、本日4日より6日までの3日間と決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日より6日までの3日間とすることに決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

議長 日程第3 諸般の報告については議案書掲載のとおりです。朗読は省略いたします。

日程第4 議員派遣の報告

議長 日程第4 議員派遣の報告については議案書掲載のとおりです。朗読は省略いたします。

日程第5 本期受理の請願・陳情

議長 日程第5 本期受理の請願・陳情を議題といたします。

事務局、朗読願います。

議会事務局長 本期受理の請願、受理番号2、受付年月日、平成30年11月21日。件名、ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシーを国に求める請願。趣旨、別紙のとおり。請願者、山形県山形市大字漆山字行段1422番地、一般社団法人山形県ハイヤー協会会長・石川康夫、山形県山形市木の実町12-37、大手門パルズ4階、全国自動車交通労働組合連合会山形地方本部執行委員長・遠藤栄二。紹介議員・佐藤 勇。

もう1件、本期受理の陳情です。受理番号3、受付年月日、平成30年11月26日。件名、三光堰（紫山地内）への余水吐並びに排水路整備に向けた陳情。趣旨、別紙のとおり。陳情者、舟形町舟形858番地、紫山町内会長・八楯昌幸。

以上です。

議長 請願第2号について、紹介議員より朗読説明を願います。

4番 〈件名〉

ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシーを国に求める請願。

〈趣旨〉

タクシー事業は、地域生活に欠かせない安全・安心で快適・便利なドア・ツー・ドアの個別輸送機関であり、急速に少子高齢化が進展する中、地域住民や交通弱者のための移動手段として大きな役割を果たしている。加えて、スマートフォンによる配車サービスの普及促進、ユニバーサルデザインタクシーや観光タクシーの充実、地元自治体等の要望を踏まえた乗り合いタクシーの展開を行うなど、多様化する利用者ニーズに対応した新たな取り組みを的確に実施している。こうした中、規制改革の推進やシェアリングエコノミーの成長を促すという名目で、インターネットを利用した「ライドシェア」の容認を求める動きが活発化している。

しかしながら、「ライドシェア」は、その事業主体が運転者の仲介のみを行う業務形態であるため、事業主体が運行管理や車両整備等について責任を負わず、自家用車の運転手のみが運送責任を負う形態を前提としており、安全の確保や利用者の保護等の観点から大きな問題が生じることが懸念されている。仮に、こうした行為が無秩序に容認されることとなれば、道路運送法、道路交通法、労働基準法等の様々な法令を遵守し、安全確保のためのコストを掛け、国民に安全・安心な輸送サービスを提供するタクシー事業の根幹を揺るがすとともに路線バスや鉄道も含めた公共交通に大きな混乱をもたらすおそれがある。

よって、国においては、次の事項について適切な措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 「ライドシェア」は、利用者の安全・安心に極めて大きな懸念のある業態であり、その容認を行わないこと。

2. 地域において大きな役割を担っているタクシーはもとより、バスや鉄道を含めた地域公共交通維持・発展に向けた総合的な諸施策を講ずること。

以上、地方自治法第124条の規定によりお願いいたします。

議長 次に、陳情第3号については議会事務局長より朗読いたします。

議会事務局長 それでは、朗読します。

〈件名〉

三光堰（紫山地内）への余水吐並びに排水路整備に向けた陳情。

〈趣旨〉

8月5日から6日にかけて、最上、庄内地域を中心に集中的に激しい雨が降り、舟形町でも降雨量が300mmを超える豪雨となり、町内の至る所で斜面の崩落や建物への浸水や道路の冠水が発生したところですが、当町内においても住居、建物への浸水が10棟をはじめ、農地、農道の流出や崩落が至る所で発生した次第です。

とりわけ、JR陸羽東線踏切より新庄寄りの地区は、すり鉢状の地形となっていることから、底の部分にあたる地域に水が集まり多くの建物や町道が浸水を招いております。

その主な要因は、地域の高台を流れている三光堰の増水による越水や線路を潜るサイホン施設が飲み込めなくなるための余水が集まると考えられます。

過去においても、大雨に関わらず春先の雪解け水による越水やサイホン入口を流木がふさいだことによる溢れ水などが原因で何度となく浸水の被害を経験していることは、町でも承知のとおりです。

さらに、JR陸羽東線を横断する排水樋管が細く、急激な増水時は飲み込めなくなることも原因の一つです。

各地で、想定外の災害が多く発生する中、今後も集中的な豪雨や豪雪の発生が予測されていますが、地域住民が安心安全な暮らしが守られるよう、特段のご配慮をくださいますようお願いいたします。

つきましては、下記の事項について要望申し上げます。

記

1. 町当局、舟形町土地改良区に対して、三光堰に余水吐整備の働きかけ。

2. JR横断排水樋管の改修並び、排水路整備の働きかけ。

以上です。

議長 審査の方法についてお諮りいたします。

8番 請願第2号及び陳情第3号については、総務振興常任委員会に付託し、今会期中に審査されることを提案いたします。

議長 ただいま、8番議員より、請願第2号及び陳情第3号については、総務振興常任委員会に

付託し、今会期中に審査していただくとの発言がありました。そのようにすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、請願第2号及び陳情第3号については、総務振興常任委員会に付託し、今会期中に審査することに決定をいたしました。

日程第6 町長挨拶並びに行政報告

議長 日程第6 町長挨拶並びに行政報告を受けます。

町長 おはようございます。

本日は、平成30年第4回舟形町議会定例会を招集しましたところ、議員各位には時節柄何かとお忙しい中ご出席賜りまして、まことにありがとうございます。

8月豪雨災害での役場庁舎の被災については、庁舎内の事務作業における猛暑対策もさることながら、来庁される町民の皆様方にもご迷惑をおかけいたしました。災害時、同じ地下室に設置しておりましたボイラーも浸水したことから、従来の暖房設備も使用できない状況で降雪期を迎えるに当たり、9月の災害復興補正予算では議員の皆様方からもご理解をいただき、冷暖房での空調設備に移行するための工事を進めております。現在は、応急での受電設備を活用して庁舎内の電源を確保しておりますが、今月中ごろまでには庁舎内の空調での暖房が可能となります。引き続きご理解とご協力をよろしくをお願いをしたいと思います。

また、このたびの災害における被災箇所の対応状況については、公共土木施設の町道、河川の被災箇所、合わせて31カ所を補助災害箇所として申請し、災害査定は今週で終わる予定となっております。また、町単独での災害復旧については、応急工事を含め町道68カ所、河川17カ所の復旧を完了しております。

また、農地農業用施設災害については、先月で国の査定を終了しており、補助災害の災害箇所は農地で33カ所、農業用施設17カ所で、合わせて50カ所の補助災害となっております。

林道の補助災害については4カ所あり、これも国の査定を終了しております。

これらのほかに、町単独補助事業としての小災害は、農地等の災害復旧の申請が197件、林道の災害復旧の申請が3件、宅地の被災箇所の復旧支援の申請が5件となっております。

担当課の職員には、国の査定のための準備で通常業務を抱えての事務となり、難儀をかけているところですが、被災の再発防止を配慮しての緊急度、重要度などを踏まえ、できる限り早急の対応をしていくこととしておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

また、8月の豪雨災害で心配された農業関連の作柄については、昨年に引き続き最上地域の米の作況指数は97と、やや不良という結果になっています。昨年は、冷夏と秋の長雨の影響で97のやや不良でありました。ことしは、7月の渇水と8月の大雨が影響し、97のやや不良

という同じ作況指数になっております。

しかしながら、農家の実情では平年の8割から6割程度であるという感想をお聞きしました。国の動きとして、このような実態を踏まえて共済及び補助金の検討に入っているようですが、ライスセンター等対前年比が明らかに証明できることが条件のようです。今後、その他の農家への救済措置を望むところです。

また、園芸作物に関しても災害の影響が心配されましたが、青果物主要6品目、ニラ、ネギ、アスパラ、キュウリ、トマト、ミニトマトのものがみ中央農協の販売額が今年度30億円を達成し、11月21日、新庄市のアクーユマリエ玉姫において、ものがみ中央農協による青果物主要6品目30億円達成祝賀会が開催されました。今年度は、それぞれの品目単価が昨年度より高騰した影響もあってか、前年比で5億2,000万円の大幅増で、31億3,000万円となり、喜ばしい結果となっております。

当日は、農協役職員、生産者代表、青果物市場等の関係者をはじめ、管内県議会議員、市町村長、県農林水産部長、総合支庁長等県幹部職員の来賓により、盛大な祝賀会となりました。

今年度も第3四半期を終わろうとしております。今年度更新予定のロータリ除雪車と小型ロータリ車も11月に納車され、従来小型ロータリ車1台での生活道路関連の除雪を2台体制としたところです。

その他の今年度事業についても、それぞれの事業進捗を確認しながら進めているところです。

ここで、定例会に提案しています案件に先立ちまして、その他の9月定例町議会以降の主な行事について、行政報告を申し上げます。

(1) 遠藤オリンピック組織委員会副会長へ要望活動について。

9月14日、縄文国宝が出土した舟形町、新潟県十日町市、長野県茅野市などで組織する縄文文化発信サポーターズ（文化人16名、75自治体が参加）のメンバーとともに、東京オリンピック組織委員会副会長の遠藤利明衆議院議員を訪れ、東京オリンピック・パラリンピックを契機とした、縄文の女神をはじめとする縄文文化の発信について要望書を手渡しました。

遠藤副会長からは、熱心に耳を傾けていただくとともに、「東京オリンピックは縄文文化を発信する絶好のチャンス。組織委員会の関係者にも皆さんの思いは伝えたい」とのコメントをいただきました。

(2) 株式会社新庄卸売流通センター解散に伴う清算終了について。

9月25日火曜日、新庄市のわくわく新庄で株式会社新庄卸売流通センターの臨時株主総会が開催され、清算事務報告書と清算に係る決算報告書が満場一致で承認され、株式会社新庄卸売流通センターとしての清算手続が完了いたしました。

6月21日の定時株主総会での会社の解散決議以降、未払い等の債務の履行、事業継承に伴う不動産・動産等の所有権移転、官報掲載、解散や清算人、定款変更に係る登記、税務関係の

確定申告等の手続が行われました。

こうした手続は、新庄市からの補助金を活用しながら行われたため、残余財産は生じず清算完了となり、各株主への出資比率による配分は生じないこととなりました。

(3) 第28回舟形町東京友の会総会の開催について。

10月6日土曜日、第28回舟形町東京友の会総会・舟形町民まつりが東京都内で開催されました。舟形町出身者で構成する東京友の会は、今回の総会には約120名の会員が参加され、一関出身の沼澤 昭会長から「皆さんとお会いする日、舟形を語り合える日を心待ちにしていた。8月の豪雨災害でふるさととは多大な被害を受けた。早い復旧・復興を願っている」と挨拶がありました。

町からは、来賓として八鍬議長、長澤舟形マッシュルーム社長、最上電気株式会社佐藤社長をはじめ、公募で申し込みされた町民の方々6名が参加されました。総会では、1年間の事業報告、会計報告が提案され、承認されたほか、引き続き行われた懇親会では、近況を語り合うなど終始和やかなひとときとなりました。

豪雨災害に対し、災害復旧事業に活用してほしいと会場で寄附を募っていただきました。総額15万1,763円が集まり、沼澤会長から町へと寄附をしていただきました。

また、まちづくり課から職員が参加して、今年度から取り組んでいる「おかえり！孫プロジェクト事業」について、舟形町への移住・定住、就転職支援事業などを紹介いたしました。

(4) 日本一の給食食育推進事業「まるごとシェフの献立給食」について。

2年目となる「日本一の給食食育推進事業」ですが、昨年に引き続き当町出身のプロの料理人から協力をいただき、地元食材をふんだんに使ったメニューを給食に提供しております。

10月16日には「まるごとシェフのめがみちゃん給食」を実施し、ニース風サラダや西洋風芋煮ボルシチ風など、学校給食のレパートリーがどんどん広がっております。この日は、舟形小学校で富樫勝也シェフがあめ菓子づくりのパフォーマンスを行い、挑戦した6年生2名も上手にデザートを完成させていました。

今年度は、洋食、和食のシェフに加えて、中華のシェフ（パレスグランデール総料理長高橋シェフ）にも協力いただいております、1月に中華給食を提供することとなっております。

(5) 第56回最上地区生涯学習推進大会兼第35回山形県生涯学習推進最上大会について。

平成30年10月25日木曜日、第56回最上地区生涯学習推進大会兼第35回山形県生涯学習推進最上大会が、本年度は舟形町生涯学習センターを会場に各市町村から約150名が参加して開催されました。

大会の中で、長年にわたり生涯教育活動に精励し、顕著な功績を上げ、地区生涯教育の発展に寄与した舟形町読み聞かせボランティアサークル「めがみちゃんの会」「しゃくなげの会」が表彰されました。

また、山形県立山形中央高等学校教諭で、野球部監督でもある本町太郎野出身の庄司秀幸氏を講師に迎え、「青少年の自立する力を育むために」と題して講演をいただき、盛会裏に終えることができました。

(6) 平成30年度自治功労者表彰式について。

町内において公共の福祉増進に尽くした功績が極めて顕著で、他の模範として認められる方々を表彰する舟形町自治功労表彰式が11月2日金曜日に舟形中央公民館において行われ、今年度は介護予防活動推進や統計調査員、多額の寄附、2月の豪雪時や8月の豪雨時の人命救助、長年の地域医療貢献として表彰者10名、また町内会長や納税組合長、農事実行組合長として長年の在職と建設業者による地域貢献として感謝状9名の功績をたたえました。

(7) 舟形町芸能文化協会設立30周年記念舟形町芸能フェスティバルについて。

11月4日日曜日、中央公民館において舟形町芸能フェスティバルが開催されました。これは町芸術文化協会（会長 加藤憲彦）と町教育委員会が毎年開催しているもので、ことしで節目の30回目を迎えました。

当日は、歌や舞踊、民謡、三味線などの12団体109名が日ごろの練習成果を披露し、会場に訪れた約250名の観客は大きな拍手や歓声で応え、会場は盛り上がりました。

(8) 舟形中学校修学旅行時港区訪問町PRについて。

11月6日火曜日の修学旅行初日、2年生47名の生徒が港区麻布地区総合支所を訪問し、舟形町の魅力を存分にPRしてきました。7月に実施したトライワークでお世話になった農家の方々から提供いただいた特産品の販売や、国宝「縄文の女神」の紹介、堀内田植え踊りの披露を行いました。会場には、生徒が制作した国宝のレプリカも展示し、多くの方々にぎわいました。支所長さんからも感心されるほど元気いっぱいの販売活動で、約30分程度で準備した特産品は全て完売しました。

トライワークから始まった一連の活動は、11月17日土曜日に開催された「郷土Yamagataふるさと探求コンテスト」において、見事最優秀賞の「ふるさと探求大賞」に輝きました。

(9) 第21回全国農業担い手サミットinやまがたについて。

11月8日木曜日から9日金曜日、第21回全国農業担い手サミットが山形市と県内各地域において開催されました。第1回の酒田市開催から20年ぶりの山形県開催となり、初日は皇太子殿下のご臨席のもと、県内外から1,900人余りの担い手等の方々が山形国際交流プラザに終結、表彰式やパネルトーク等が盛大に行われました。

9日には、県内8地域32コースで現地研修会を行い、舟形町内では舟形マッシュルーム、アグリテック、ムラサキ農産の協力のもと現地研修、歴史民俗資料館では管理人の方から「縄文の女神」の説明が行われました。

(10) 定例民生児童委員協議会（町長と語る会）について。

11月21日水曜日、民生児童委員協議会定例会の場で、年に1回開催している民生児童委員の方々との意見交換会を行いました。今回は、ことしの冬が大雪であったことから、内容を雪対策に絞って、生活道路整備事業の進捗状況や除雪体制、地域支え合い除排雪活動支援事業、高齢者等除雪サービス事業の概要等を担当課長が説明後に、課題の整理や問題点等について意見交換を行いました。

高齢化の進行により、雪対策に関する関心が年々高まる中、地域としてのかかわりや自助、共助、公助の機能分担の重要性を民生児童委員の皆さんと価値観を共有することができ、大変有意義な意見交換会でありました。

以上、10件について行政報告を申し上げます。

さて、本日定例会に提案します案件は、平成30年度舟形町一般会計、特別会計補正予算2件、条例の制定が2件、指定管理者の指定についてが2件、以上6件についてご提案を申し上げますので、慎重審議の上、満場一致をもちましてご決議賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

なお、9月定例町議会以降の主要行事につきましては、次ページ以降に記載のとおりですので、説明は省略させていただき、挨拶並びに行政報告とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

日程第7 一般質問

議長 日程第7 一般質問を受けます。順次発言を許可します。

5番 皆さん、おはようございます。

このたび、議会ではタブレットを導入しまして、タブレットを見ながら一般質問を行わせていただきたいというふうに思います。少し詰まる場所もあるかもしれませんが、ご容赦のほどよろしくお願いいたします。

「デマンド型乗り合いタクシーの利用状況と利用拡大方策を問う」と題して一般質問を行います。

これまで公共交通として長年にわたり町営バスを運行してきましたが、年々利用者の減少が進み、本年4月から新たな公共交通として町内全域でデマンド型乗り合いタクシーが始まりました。

開始8カ月が経過しましたが、これまでの地区別利用状況と、運行してからの課題、今後の利用拡大に向けた方策を質問します。

次に、「勤労者向け賃貸住宅建設（支援）事業の進捗状況は」と題しまして質問を行います。

今年度から33年度までの4年間の事業で開始しました。目的は、「民間資金を活用した賃貸共同住宅の整備を促進し、勤労者世帯の生活安定及び定住人口の確保と増加を図るため、賃

貸共同住宅を新築した者に対して補助金を交付する」とあります。

開始してからわずかしかたっていませんが、目的達成を早期に行うため急ぐ必要があると思いますが、これまでの進捗状況とこれからの方策について質問をいたします。

町長 それでは、5番奥山謙三議員の「デマンド型乗り合いタクシーの利用状況と利用拡大方策を問う」についての質問にお答えいたします。

本年4月1日から町営バスにかわりスタートしましたデマンド型乗り合いタクシーの運行につきましては、町内の業者が運行管理を行い、町は運行経費の補助を行っています。運行管理の記録作業としては、出発場所と時間、到着場所と出発場所からの総乗車人数、運行距離、料金について記録し、月ごとにまとめて報告していただいております。

ご質問の利用状況については、4月から10月までの7カ月間で町内便と町外便に区分、旧小学校区単位に区分した集計結果を答弁させていただきます。

まず、初めに町内便であります。出発場所が長沢地区の利用者数207人、運行台数が115台、舟形地区の利用者数191人、運行台数が118台、富長地区の利用者数225人、運行台数が84台、堀内地区の利用者数735人、運行台数が166台、これらのうち舟形駅行きの台数は170台、温泉行きの台数は157台となっております。また、出発場所が舟形駅の利用者数492人、運行台数が220台、出発場所が温泉の利用者数537人、運行台数が167台となっており、これら町内便の全体の利用者数は合計で2,387人、運行台数870台となっております。

次に、町外便の県立病院行きであります。出発場所が長沢地区の利用者数60人、運行台数が44台、舟形地区の利用者数55人、運行台数が25台、富長地区の利用者数119人、運行台数が41台、堀内地区の利用者数286人、運行台数が75台、帰りの便の利用者数392人、運行台数が172台、全体の利用者数は912人、357台となっております。

稼働状況については、町内便で4月は28日、5月は30日、6月は全日、7月は30日、8月は29日、9月は全日、10月は30日と、町内便はほぼ毎日運行している状況にあります。

次に、町外便は、平日の稼働状況として4月は20日中18日、5月は21日中20日、6月は21日中全日、7月は21日中20日、8月は23日中21日、9月は18日中全日、10月は22日中全日と、町外便についてもほぼ平日の毎日運行している状況にあります。

前年度まで運行していた町営バスとの比較では、制度が相違するため単純比較とはならないものの、町内便の利用者で月約100人デマンドの利用者が少ない状況にあります。町外便では、昨年度並みの利用状況となっております。

次に、これまで町や運行業者にいただいた利用者の意見としては、「自宅までの送迎は町営バスになかったサービスで、便利になった」という肯定的な意見がある一方、「予約が面倒」「前日の午後5時までの予約制限で、当日急な用事には利用できない」という意見もあります。ただし、これらについては空車運行をなくすためには事前予約制度はやむを得ず、今後

も継続して周知し、理解を求めていく必要があると考えています。また、「自分の用事と運行時間が合わない」などの意見がありますが、これに対処するためには増便の対策を講じなければならず、運行業者との協議が必要と考えます。

今後の利用拡大に向けては、利便性の向上が何より効果を発揮するものと考えられますが、先ほど申しあげましたように増便となれば運行業者で受け入れられるかについて十分に検討し、協議の場を設定しながら、課題を解決していく必要があり、一朝一夕には解決できない状況にあると考えております。

町民の皆様からいただいた意見を参考にしながら、まずこれまでと同様に前日午後5時までの予約制について引き続き制度理解に努めていきたいと考えております。

デマンドを必要とする方がこの事業を知らなかったり、使い方が難しく敬遠しているといった利用者層に積極的に利用していただけるよう、改めて利用の手引を配付するなど、周知に努めてまいりたいと考えております。

町の公共交通の大変革として運行を始めたばかりのデマンド型乗り合いタクシーであります。町民の皆様からは、運行形態や予約制などの制度理解をいただき、デマンド型乗り合いタクシーになれていただくことが重要なことと、この制度が町内に広がりを見せ、増便や増大へとなることを願いたいところであります。

次に、「勤労者向け賃貸住宅建設（支援）事業の進捗状況は」についてのご質問にお答えします。

今年度から舟形町住宅総合支援事業の一つとして勤労者向けの民間賃貸共同住宅（アパート）の建設を支援する事業がスタートいたしました。建設費用に対する補助金の額は、町内在住の法人及び個人については1戸当たり居住室2室以上で120万円、居住室1室で72万円であり、町外の法人及び個人は居住室2室以上は100万円、居住室1室で60万円となっております。一申請者当たりの補助限度額は町内在住者で1,200万円、町外で1,000万円となっております。

また、建築要件として、新築であること、1棟につき5以上の住戸数を有すること、1台以上の専用駐車場を設置すること、建築工事に要する経費は1戸当たり税抜き500万円以上であること、ただし土地の取得及び外構工事は含まないと定められております。

入居者の要件としては、入居申し込み時点で45歳未満であること、町外の者が入居する場合は入居後30日以内に本町への転入手続を完了することとなっております。

ご質問の事業の進捗状況であります。6月28日に事業説明会を開催し、舟形町建設業協会、山形県建設業協会最上支部、山形県宅地建物取引業協会新庄もがみ支部の各会員の皆様に参加していただきました。

内容としては、現在の舟形町町営住宅等のストック状況と当該事業の目的、要件、補助金額等の説明を行い、質疑応答時には貴重なご意見をいただいております。

また、説明会の後日には、複数の事業者から補助要項の再確認と建築可能な土地の紹介等の問い合わせを受け、町として土地の情報も提供するなど、取り組みに前向きな姿勢を示していた事業者さんもいたところです。

しかしながら、現段階では申請者がいない状況にあり、ことし8月の豪雨災害復旧工事等の業務多忙が少なからず建設業界に影響を与えているものと考えております。

さらに、11月22日に新庄中核工業団地立地企業協議会役員会において、当該事業の説明を行わせていただき、雇用者向けの雇用者住宅建築を検討している場合は、雇用者以外の勤労者も入居可能とする民間賃貸共同住宅を舟形町にぜひ建築していただくよう関係者に説明を行っております。

今後も引き続きさまざまな機会を捉えて関係者に当該事業への取り組みを促してまいりたいと考えております。

以上であります。よろしく申し上げます。

5番 デマンド型乗り合いタクシーについては、今回一般質問を行った意味は、やはり回答の中にあつたとおり町民の方々にこの制度の内容についても一回十分周知する必要があるなどというふうなことを考えたものですから、今回10月の町報にも掲載されておりましたし、今回一般質問することによって1月の議会報にも載るのかなというふうなことを考えて、やはり町民の方々から理解をしていただくのが一番大事なところなのかなというふうなところで、今回一般質問を行ったところでもあります。

今後の利用拡大につきましては、回答にあつたとおり利便性の向上というよりも制度を理解してもらうというのが一番大切なのかなというところでもあります。特に予約というふうなところについては、これはやっぱりやむを得ないというふうに思いますので、この辺については理解をしていただくしかないのかなというふうに思っております。

そういった中で、回答の中で疑問点がありまして、町営バス時代から乗り合いタクシーがあつたわけですが、それが今回全部デマンド型乗り合いタクシーに変わったにしても、町民から見ると町外便、前年並みの利用状況になっているということで、特に今回からは舟形とか長沢地区も町外便を利用できるようになったかと思いますが、それでも前年並みにしかなっていないのか、もう一回確認なんです。

町長 デマンド型乗り合いタクシーの町外便については、今まで利用していた堀内方面からの方々が引き続き、前よりは玄関先まで迎えに行くというふうなことで非常に利用度が多いんですが、長沢方面の方々はまだその制度を理解されていないというふうなこともございまして、現在、往復で60人ほどしかいないということでもありますので、片道30人ぐらいしかふえていない現状にありますので、やはり残念ながら今のところ従来の堀内方面の乗り合い型タクシーを利用していただいていた方がそのまま、利用が便利になったと使われているという状況でござい

して、長沢方面、舟形方面のほうがまだ利用者が少ないというふうな現実があるようでございます。

5番 回答の中には、町外便の長沢地区利用者が60人、あと舟形地区が55人ということで、115人ほどふえているかと思いますが、そこからすると富長と堀内地区の利用者が減ったというようなことなんでしょうか。

町長 この統計の仕方は、先ほど一般質問の回答の中でも申し上げましたが、出発地と最終到着地の人数というふうなことがありますので、途中の分が、乗せてきた分については計上されていないというふうなことがございまして、そこら辺がまだ詳しくは詰められないといえますかわからない状況であります。ただ、トータルの分の人数としてこのような状況だというふうなことだと思います。

5番 利用者の声の中では、やはり舟形診療所とか若あゆ温泉に行くというふうなこのために町内便の利用が多いというふう聞いておりますが、特に舟形診療所につきましては4月1日から確実に開業できるように、お願いしたいなというふうに思います。

次に、ちょっと視点を変えまして、運行业者への対応について質問させていただきたいと思います。

これまでの町営バスの時代では、29年の成果表ではバスの運行経費は1,026万2,000円というふうにあります。この数字の中には町営バスの修繕費とか燃料代が入っているかと思いますが、実際運行业者に支払った金額は町営バス時代は幾らだったのか、お聞きしたいと思います。

町長 数字については、まちづくり課長のほうから答弁をさせていただきます。

まちづくり課長 運行业者さんのほうにお支払いをしているというふうな金額になりますが、町営バスのほうになります。運行経費として1,026万2,909円というふうな、事業成果報告にあるとおりでございます。補助金になります。それから、乗り合いタクシーの町補助金としまして178万4,918円でございます。

5番 そうしますと、町で支払っておったバスの修繕とか燃料代は幾らだったんですか。

町長 数字的なことについては、大変申しわけございませんがまちづくり課長より答弁をさせていただきます。

まちづくり課長 29年度の決算というふうなことで、答弁をさせていただきたいと思います。

町営バスの修繕料の決算額でございます。20万4,412円でございます。

それから、先ほどの補助金のほうの答弁ですけれども、訂正させていただきたいというふうに思います。大変申しわけございません。乗り合いタクシーのほうの補助金でございます、178万4,918円。それから、運行バスの委託料ということで業者さんに支払った金額になります、765万3,000円でございます。大変申しわけございません。

5番 そうしますと、29年度の町営バスの1,026万2,000円から修繕費が20万4,000円、あと運行業者に756万円程度払って、その差額が燃料代というような理解でいいんですね。

では、30年度から始まったデマンド型乗り合いタクシーの利用状況を見ながら、運行業者さんには大体月額幾らぐらい支払っているのか、お伺いいたします。

町長 大変申しわけございません、数字的なものについてはまちづくり課長より答弁をさせていただきます。

まちづくり課長 運行業者さんのほうにお支払いしている金額でございます。町内便のほうになりますけれども、4月の実績というふうなことで補助金額が15万6,941円。それから5月、15万6,121円、6月、20万8,267円、7月、19万4,186円、8月、21万7,568円、9月、15万6,719円というふうなことで、10月以降については資料を持ち合わせておりませんので、ご理解をいただきたいと思います。大変申しわけございません、今の報告については町外便というふうなことでご理解をいただければというふうに思います。

これからお話しする部分が町内便というふうなことで、答弁させていただきます。4月が28万9,993円、5月が32万3,891円、6月が35万6,222円、7月が36万120円、8月が30万8,240円、9月が34万7,297円、以上のような実績でございます。

5番 大体50万円から60万円ぐらいなのかなというふうなところではありますが、じゃあ町営バス自体とデマンド型乗り合いタクシーに移行してからの運行業者さんの業務というのはどのように変わったのか、お聞きしたいと思います。従来の町営バス時代も乗り合いタクシーがあったわけですから、受け付けはしておったと思いますが、人数等が大分、全町がデマンド型乗り合いタクシーになってからの受け付けというふうなところで、従来から見ると要するに運行業者さんの受け付け体制というのがかなり忙しくなったのかなというふうなところをお聞きしたいです。

町長 タクシーの社長さんのほうにちょっとお伺いしてみましたところ、それほど煩雑になったというふうな意識はないようでありまして、今のところ順調にそういった予約作業もできているというふうな社長のお話でございました。

5番 当然であります、デマンド型乗り合いタクシーになってからは車の修繕、車の購入、あと車の燃料代、これは全て運行業者さんの負担というふうに変ったかと思いますが、要はここで言いたいのは、やはり地域の運行業者さんがやっているというふうなことを考えていくと、長く運行をやっていたらいいというふうな思いもあります。そういった中で、町営バス時代から乗り合いタクシー型のほうはタクシー料金の85%、要するに15%を引いて、さらに個人からいただいた料金を引いた残額を町で出しておったというふうな経過があるわけですか。これが今回デマンド型乗り合いタクシーに移行してからも、メーター料金から個人が出した、要するに町外であれば500円、町内であれば300円、これをいただいているわけです。

それを引いた、要するにメーター料金の85%から個人が出したお金を引いた残額を町で出しているというふうなところかと思いますが、やはりこの15%を引くというふうなところが、かなり運行業者さんの業務もふえてきているというふうなところを考えていくと、見直す時期に来ているんじゃないのかなという感じがしたものですから、ここら辺について検討する考えはないのか、少しお聞きしたいと思います。

町長 デマンド型乗り合いタクシーにつきましては、町として高齢者等の福祉タクシー的な意味合いも踏まえまして、75歳以上になりますと免許の返還等々のお話もあるようです。そういった中でも、公共交通機関の発達していない舟形町においてこの乗り合い型デマンドタクシーについては非常に有効な手段だというふうに思っております。まだまだ始まったばかりですので、思うようにいっていないところもあるかもしれません。しかしながら、やはりこの制度が舟形町の公共交通機関にとって重要なことであり、今後とも継続していかなければいけないというふうに思います。先ほど答弁しましたように、増便、増台という利便性の向上というふうなこともありますので、そういったことにつきましては運行業者さんと十分お話をしながらやっていきたいというふうに思います。

また、運行業者さんについても、後継者の問題等々もあります。そういったことも町と一緒に考えていきながら、ぜひこの制度を町民みんなが使えるような制度として長く続けていけるように、町としても努力していきますので、15%をすぐに見直すということではないかもしれませんが、運行業者さんとよく話をしながら、お互いウィンウィンの関係になるようにやっていきたいというふうに思っております。

5番 ぜひ運行業者さんのほうと十分話をさせていただいて、お願いしたいというふうに思います。

次に、勤労者向け賃貸住宅建設事業の進捗状況のほうの質問に移りますが、現在子育て支援住宅がありますけれども、この実施要項を見ますと小学校までというふうなところの中で、一番下の子供が中学校に行った段階で退室しなければならないというふうなところで、舟形から出ていってしまうというふうなことを考えていくと、やはり早急に賃貸住宅の建設というのが必要なんじゃないかなというふうに思うわけであります。そういった中で、現段階における町の考え方で結構ですけれども、義務教育課程まで、要するに中学校まで子育て支援住宅の利用を拡大するというふうな考えはないのか、お聞きしたいと思います。

町長 子育て支援住宅、それから賃貸アパート建設の補助についても、町としての考え方が今奥山議員が言われたこととは若干違いまして、まずは勤労者向けのアパートを建てていただいて、そこに舟形町に住んでいただく独身の方を入れたいと。そこで、結婚したときには子育て支援住宅のほうに移動していただいて、末の子が小学校を卒業したときには町で宅地造成をしたところに住宅を建設していただきたいというのが町としての本来の姿でございますので、今のところ子育て支援住宅の延長をするというふうな考え方は持っておりません。

5番 現在の家庭環境ということを考えていくと、同居するというふうなところがなかなか減ってきているんじゃないのかなと。要するに、新庄においてもそうですけれども、いろいろなところに賃貸住宅が建っております。しからば人がふえているのかといえば決してそうではないというふうなところを考えていくと、家というふうなことに対して持ち家というふうなところまで本当に皆さんが要望しているのかなというふうなところを考えていくと、やはり賃貸住宅というふうなものは必要な時期に来ているんじゃないかなというふうに思います。

そういった中で、町としてもこれまでいろいろな場所で勤労者向けの賃貸住宅の建設についての説明を行ってきているようですが、もう少し広めていただいて、要するに言いたいのは西堀に来た店、ニコットですか、あの辺のところは本当に買い物弱者を救うためというふうな企業理念のもとで、採算を考えているのか考えていないのかちょっとわかりませんが、そういう高い理想を持ってこういうふうな僻地にあれだけの店をオープンしていただいた、あわせてリングローについてはまるっきり金もうけじゃなくて、ああいうふうな集学校をつくって企業価値を高める、CSR活動の一環としてああいうふうな場をつくっているというふうなことを考えていくと、こういうふうな賃貸住宅に関しても大手の中ではやっぱりこういうふうな場所につくりたいというふうな、つくってあげたいというふうな会社があるかと思います。そういったところで、地区内だけの会社への説明じゃなくて、もう少しエリアを広めた、地域貢献したいような建設業者というか賃貸住宅のメーカー、そういったところも当たってみる必要があるんじゃないかなというふうに思います。やはり日本全国にはいろいろな会社があります。特に今企業に求められているのは地域貢献、CSR、要するにこういうことをして自分の企業価値を高めていきたいというふうな会社もあるかと思うので、この辺についての打診といいますかアタックすることについての町長の考えをお聞きしたいと思います。

町長 対象を最上管内というふうなことにしておりますが、大手のハウスメーカー等については現在その対象としておりません。（「5分前です」の声あり）その点について、やはり地域の産業の発展というふうなところもございまして、今のところしていないわけでございますけれども、この先進事例については同じ山形県内の川西町で実際に同じような制度をやっております。そこについては、この間川西の町長さんとお話をさせていただいたところ、やはり企業からの要望が多いというふうなことで、企業労働者の住居を確保するためにというふうな側面もあって、私のところはうまくいったというふうな話でございました。先日、11月、先ほど答弁したとおり福田山の中核工業団地の役員会にも、町のほうで説明に行っております。要は新庄市内に土地を求めてそこにアパートを建てるというふうなことが多いようです。それについては、ちょっと私どもの情報不足もあったのかなと思ったんですが、ある会社の社長さんについては新庄市内に土地だけで1,500万円の投資をしてしまったと。もう少し話を

早く聞けば、舟形でもよかったんだというような話を聞きまして、早速そういったプレゼンをしたところでございますけれども、いずれにしても人手不足というふうな事の中で中核工業団地のほうは何とか人を集めたいというふうなことがあるようです。舟形町につきましては、舟形インターチェンジを起点としまして中核工業団地にも横根山工業団地にも近いというふうなことでありますので、ぜひ舟形にもというふうなプレゼンをしていくというふうなことで考えております。その際に、どうしても地域内でやっていただける業者さんがないということであれば、外の大きなハウスメーカーをお願いすることもこれは考えなければいけないのかなというふうに思っているところでございますので、そこら辺の動向をよく勘案しながら、観察して、実施してまいりたいというふうに思います。

5番 やはりこういうふうな賃貸住宅ができることによって人もふえるわけで、ましてや若い人を呼び込むということであれば、舟形の活性化にもつながると思います。導入の方法としては、コンビニのような対応でもいいのかなと。要するに土地を造成し、そこに建ててくださいというふうな形でもいいような感じもしますし、そういったところを少し頭をやわらかくしながら、いろいろなところからアンテナを高くして情報を得て、やはり早期につくっていただきたいというふうに思います。

最後になりますけれども、先ほど町長の決意は述べたようでありますけれども、ぜひともいろいろな活動をしていただきたいというふうに思いますので、もう一度町長の決意を聞いて終わりにしたいと思います。

町長 せっかく制度をつくりましたので、しっかりとこの制度が実を結ぶように頑張っていきたいというふうに思います。

議長 以上をもって、5番奥山謙三君の一般質問を終結いたします。

2番 通告に従いまして、私からは2点のことについて質問をさせていただきます。

1つ目として「障害者雇用の町の対策は」と題して、2つ目は「B&G体育館改修の考えは」という2つのことについて質問をさせていただきます。

まず、「障害者雇用の町の対策は」と題して。

中央省庁の障害者雇用水増し問題で、弁護士らによる検証委員会は、33行政機関にヒアリングを実施し、昨年6月時点で28行政機関が3,700人を不適切に計上していたと認定しました。また、全国の地方自治体においても3,800人の水増しであったと判明し、山形県でも76人の水増しが認定されました。

このように、国、地方自治体合わせて7,000人を超す障害者水増し雇用の規模となり、国は再発防止に向け、制度を所管する厚生労働省の調査権限を強化するために、障害者雇用促進法を改正する方向に入ったようです。

舟形町においても、法定障害者雇用2.5%の義務づけに対してどのような取り組みを行って

きたのか。また、今後どのような取り組みを行っていくのか、町の考えを伺います。

B & G 体育館改修の考えは。

B & G 体育館は、昭和56年に開所してから37年の長きにわたり町民の方々が使用しています。

平成15年にB & G財団のご支援で屋根等の改修を行っていただき、また、町としてトイレの改修を行ったところですが、しかし、B & G 体育館開所から37年の年月もたちますと、建物の老朽化が進んできていると思います。今後も町民の運動施設として安心・安全に使用するには、大規模な改修が必要な時期に来ているのではないかと考えます。

もし改修工事を行う場合は、町民の方々が安心・安全に使用できることはもちろんのことですが、障害者スポーツが盛んになってきている今日、障害者の方々が安心・安全に使用できるようなバリアフリー化を図る改修工事にすべきと考えますが、町の考えを伺います。

町長 それでは、2番小国浩文議員の障害者雇用についてのご質問にお答えいたします。

障害者雇用については、障害者雇用促進法という法律があり、これは事業主に対して常時雇用する従業員の一定割合以上の障害者を雇うことを義務づけ、障害者の職業の安定を図る目的で、昭和35年に制定されたものです。

事業主については、3つに分類され、町の場合は「国・地方公共団体等」に区分され、法定雇用率は現在2.5%となっております。なお、この雇用率は昨年度までは2.3%でしたが、平成33年4月までには現在の2.5%からさらに0.1%引き上げられ、2.6%となります。

実質雇用率の算定については、従来の身体障害者及び知的障害者に加え、精神障害者も算定対象となっています。全国的に精神障害については採用後に障害者となる方も少なくないと考えられ、把握についてはプライバシーに配慮しなければならないケースもあることから、国において把握・確認のガイドラインも示されており、当町においてもガイドラインに沿って取り組んでいるところであります。

本町における障害者の雇用率は、平成24年度以降毎年度達成していたところですが、対象者が退職したため、今年度は未達の状況となっております。このため、障害者用のトイレやエレベーターがないなど障害者を受け入れるための職場環境の課題を踏まえながら、障害の種類、程度に応じた業務内容を整理し、他の市町村の取り組みも参考にしながら、できるだけ早期の採用に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、「B & G 体育館改修の考えは」についてお答えいたします。

舟形町B & G海洋センターは、昭和56年2月のオープン以来、ご指摘のように37年の長きにわたりスポーツ活動の拠点として町民の皆様にご利用いただいておりますが、経年による設備の老朽化が進行しております。この老朽化を踏まえ、平成17年度にB & G財団の修繕助成によりB & Gセンター施設の修繕を実施しております。

修繕の内容につきましては、体育館屋根改修、外壁塗装、内部塗装、体育館水銀灯取りつけ

等を行っております。また、平成29年度には町単独予算により男女トイレの一部洋式化を実施し、維持修繕を行っております。

B & G財団の修繕助成は、財団設定の評価基準に基づく算定基準で異なります。そのため、町ではB & G財団の事業に積極的に取り組み、評価の一番高い「特A」評価を5年連続受けております。「特A」の基準助成率は60%以内で、限度額3,000万円となっており、前回の修繕助成を差し引いても最大2,600万円までの範囲内で2回目以降の助成を受けることができます。

今の現状を把握しながら、今後は町民の健康増進とスポーツ施設の拠点として、多くの町民の方々や障害者の方々からも安心・安全に利用いただけるよう、バリアフリー化も視野に入れ、財団と協議を進めながら、これまで以上多くの方々にご利用いただけるよう検討してまいります。

2番 では、私のほうから再質問をさせていただきます。

けさの山新に衝撃的な記事が、まさにこのことに対して掲載されておりました。県としては、障害者の水増し雇用について知事、副知事の減給処分等をやるという報道がなされておりました。それだけかなり厳しい認識で県のほうではいるのではないかなというふうに把握するところですが、町としてはこの義務づけに対しての位置づけ、どのようにお考えなのか、お伺いします。

町長 けさの新聞に出ておりましたが、舟形町は未達成で、未達成というふうな報告をしております。ただ、議員からご指摘のあったとおり国の機関をはじめ県のほうでも水増しをして、達成をしているというふうな報告がなされたために、今回のような知事の減給等があったものというふうに思います。

ただ、町のほうとしましても、先ほど答弁しましたとおり障害者が退職したものですから、今年度障害者がゼロになってしまったというふうなことでありますので、今後障害者を雇用することについては国の定めのとおりやっていきたいというふうに思いますので、その点については今後いろいろなよその町村等の募集状況とか、その状況を見ながらやっていきたいというふうに思います。

ただ、管内の各町村に聞かしても、健常者で採用した方が障害を持って、障害者となられていることのほうが多いようです。改めて最初から障害者という形の中で雇用するというふうなことについては、臨時業務というふうなところの中で対応しているところもあるようです。そういったところも踏まえて、町としても適切に対応をしていきたいというふうに考えております。

2番 町としては水増しとかはやっていないという答弁ですので、それはあれなんですけれども、舟形町としてこの2.5%の義務づけというものに当てはまる人数、1人なのか2人なのか、そ

の辺のところをお伺いします。

町長 2人でございます。

2番 2人ということでしたけれども、森町長になってから職員の採用はかなり進んでおるわけですけれども、やはり障害者雇用に対する認識があったわけでしょうけれども、今現在ゼロということは、その認識がなかったのかなという思いでおりますけれども、今後障害者雇用について先ほど答弁にあった各町村、それも一つの手なのかもしれませんけれども、舟形町としてやはり独自に、外を見るというのも大切なことなんでしょうけれども、早急にやっぱり法的義務でありますので、これは法律にのっとった義務づけであると思いますので、そこはきちんとやっていただきたいと思っておりますけれども、そのような考えは。

町長 先ほども申し上げましたとおり、これについては町として適正に努力してまいりたいというふうに思います。

2番 なかなか難しい問題なものよくわかります。なぜ私がこのようなことを発言したかという、3年前に1回、一般質問で障害者雇用についてここで質問をさせていただいております。そのときに、町からは振興公社で雇っているから大丈夫だという答弁をいただきました。それは違うんじゃないかなとあのときは思いましたが、初めての一般質問だったので、そこまで及びませんけれども、やっぱり行政機関がやるべきことは、町の考えがきちんとしていないからそういう答弁も出てきたのかなと。あれから3年たっているわけです。3年たっているにもかかわらず、その問題が提起されていないというのはいささか私としても、町はどういう考えなのか。確かに執行部はわかりましたけれども、やはりそこはきちんとつないでいかなければならないと考えておりますが、その辺についてはどのようなお考えか。

町長 その当時の方が何をもって振興公社のほうにいるからいいというふうに申し上げたかよくわかりませんが、昨年までは障害者を雇用しているので達成しているはずだと思います。振興公社については、基本的に別組織でありますので、やっぱり直接雇用しないとだめだというふうに思います。臨時職員でもオーケーですが正職員というふうなところと、その中で直接雇用というふうなことでございますので、そのように努力をしてまいりたいというふうには思っております。

2番 あのときは、3年前のことですので、今の町長はあの場にいなかったわけでありまして、何ともあれなんですけれども、確かにそういう答弁が返ってきたことも事実です。そのときはまだ勉強不足で、それ以上は言うことができませんでしたけれども、やはり今現在、新聞等、国含めていろんな面で障害者雇用について連日のように報道されているわけでありまして、やっぱり舟形町は福祉の町という観点からも、そこはきちんとした対応、町独自でもいいと思うんです、周りを見るのも大切ですがけれども、先ほども言いましたけれども、やはり町独自で舟形町はこうなんだよというものを打ち出していく時期に来ているのかなと、私

なりに思っておるところであります。

それでは、2つ目の質問に移らせていただきます。

B & Gの改修工事なんですけれども、17年に改修していただいておりますが、前回の修繕費を差し引いて最大で2,600万円のB & Gからの補助がまだ受けられると、この答弁書を見ると思うんですけれども、間違いなくそれは受けられるのでしょうか。

町長 今年度の評価が特Aなのかどうかというのがまだわかりませんが、5年連続特Aというふうなことで、その点については2,600万円ほど助成を受けられる対象となっております。

2番 そのような金額がもし助成いただけるのであれば、大変ありがたいことではありますが、間違いなくもらえるという、見込みでもないと思いますけれども、やはり37年も経過している施設ですので、前回トイレ改修を町単独でやっていただいたという経緯もございます。そういうことも踏まえれば、助成ありきでなくて、助成がなくても町単独でも行うという考えはないのでしょうか。

町長 利用者の方々、そしてあそこに勤務している方々が、これは非常にまずいぞと、修繕の必要があるというふうな声があれば、町としては取り組むというふうなことだと思いますが、現在、利用者の方々、それから職員の方々、担当課のほうからも、緊急に修繕を必要とするというふうな報告は上がっておりませんので、B & G財団のほうについても何年度にこういう計画で修繕をしますというふうなことはまだ申し上げていない状況であります。やはりそのお金がある、なし、もしくは緊急度、こういったところが必要性があるのか、そこら辺を詰めながら、あと修繕の内容等についてもB & G財団のほうにつきましては新たな利用方法というふうなことでいろいろな改修の方法を提案しております。そういったところも勘案しながら、本当に舟形町に必要なものであれば取り組んでいきたいというふうな思っておるところでございます。

2番 ぜひB & Gからいただけるものはやっぱりいただいていたきたいと思います。やはり普通の民家でも、37年も経過するとリフォームとかいろいろ問題点は必ず出てくるわけでありますので、体育館だから大丈夫だと、構造的なものもそこにはあると思いますけれども、そういうものも含めて検討していただき、もしやっていただけるのだとすれば、今オリンピック・パラリンピック、2020年に行われるわけなんですけれども、健常者のスポーツだけでなく、障害者スポーツというのはかなり世の中で認知されてきておるわけでありますので、もし改修工事を行うときには、バリアフリー化を図り、障害者が使えるようなものに変えていく考えがあるのか、お伺いします。

町長 バリアフリー化は、やはりこれからユニバーサルデザインというふうなこともございまして、公共施設等については図っていかねばいけないことだというふうな思っております。いつB & Gのこういったところを改修しなければならないというふうなときには、まずもっ

てやはり玄関のバリアフリー化等々についても、さらには車椅子で利用できるトイレというふうなものもございませんので、そういった方々のことについてもしっかりと改修の一つの工種として考えていく考え方は持っております。

2番 町長から前向きな、やはり障害者が車椅子で入れて、そこで運動して、当然トイレ等も使わなければならないものになるわけであります。そういうときのためにも、やっぱりトイレも障害者が使えるようなもの、改修工事としてはかなり大がかりになってしまうのかなという懸念もありますけれども、大きな目を見た場合にはそこまでやる必要があると私も感じております。町としても、そういうものに対して取り組んでいただきたいということを申し上げまして、私の質問は終わりたいと思います。

議長 以上をもって、2番小国浩文君の一般質問を終結いたします。

ここで、午後1時まで会議を休憩いたします。

午前11時34分 休憩

午後 1時00分 再開

議長 休憩前に復し、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を受けます。

6番 私からは、2点についてご質問させていただきます。

まず初めに、「最上豪雨災害の復旧状況と今後は」と題してご質問いたします。

50年に一度とも言われた8月の豪雨災害は、多くの爪跡を残し、4カ月が経過しようとしております。ことしの収穫作業は、稲作をはじめ多くの作物において例年になく苦勞されたことと推測いたします。

収穫を終えた水田では、至るところで重機が入り、急ピッチで復旧作業が行われており、被害の甚大さがうかがわれます。しかしながら、農道などは収穫期に向けた仮復旧の工事も多く、特に被害が大規模な農地、農道、河川、宅地、林道などは手つかずのままの状態が多く、ブルーシートで覆った状態が各地で見受けられます。

このような状況の中、水害の復旧を待たずして雪害による二重災害のおそれも心配されます。降雪期を前に、町民の方々からも不安の声が多くあり、早急な対応が必要と考えます。

本町における350カ所以上の被災地の復旧状況と、国の災害査定の結果による今後の対応策などについて、町長のお考えをお伺いいたします。

次に、「ふるさと納税で地方創生を」と題してご質問いたします。

本町のふるさと納税は、米の返礼品の先行予約などの影響により、平成27年度以降増加傾向にあります。自主財源である町税をも大幅に上回る税収により、財政も潤い、さまざまな事業に活用されたことは非常に喜ばしいことでもあります。また、本町のふるさと納税がマス

コミ等で取り上げられ、町民としても誇りに思っておりました。

しかしながら、返礼品の取り扱いが一部加熱化したことに対し、総務省からの指導などもあり、全国的に下降傾向にあることも事実です。ふるさと納税制度スタート以前を見れば、予期しない税収とはいえ、突発的な豪雨災害などによる緊急的な財源確保に直面した本年度を考えれば、減収は非常に手痛いものがあると思います。

ふるさと納税の理念である地方創生に結びつけるための財源確保としての今後の動向、制度のあり方、また本町の取り組み方針などについて、町長のお考えをお伺いいたします。

町長 それでは、6番斎藤好彦議員の「最上豪雨災害の復旧状況と今後は」についてのご質問にお答えいたします。

最初に、被災箇所に対応状況についてご説明を申し上げます。

町道、普通河川の公共土木施設につきましては、国の補助を得て復旧する補助災害が町道で23カ所、河川8カ所、計31カ所で、12月7日までに国の査定を全て済ませる予定でございます。また、町の単独復旧は、応急工事を含め道路67カ所、河川22カ所、河川公園等応急工事3カ所で計92カ所の復旧を完了しております。

農地・農業用施設災害は、補助災害が農地33カ所、農道等農業用施設17カ所、計50カ所で、11月15日までに全て国の査定を済ませております。町単独補助事業により実施する農地等の災害復旧については、11月30日現在で197件の申請を受け付けている状況でございます。

宅地の被災につきましては、11月30日現在で町補助事業による復旧支援に5件の申請を受け付けております。

林道につきましては、補助災害が4カ所で、10月26日までに国の査定を済ませております。町の単独費で復旧する箇所は3カ所あり、未着手となっております。

次に、今後の復旧計画をご説明いたします。

災害復旧事業の制度では、国は3年以内に完了することができるよう予算措置を講じるものとされ、早急な復旧について財政面でも考慮されており、町としても早期復旧を目指し進めておりますが、復旧箇所が極めて多く、今年度内に全て完成することは不可能で、緊急度・重要度の高い箇所からの施工とならざるを得ない状況でございます。

今年度は既に降雪期に入っていることから、公共土木施設については農地に隣接する河川の復旧工事、通行や安全に重大な支障がある道路を最優先に施工する計画で、平成31年度内の復旧完了を目指しております。また、公共施設等（河川公園）復旧工事についても、平成31年度内の復旧完了を目指しております。

農地・農業用施設では、崩れからの土砂の流出により水路閉塞等周辺に悪影響を及ぼす箇所を優先とし、あぜシート、仮畦畔の設置により作付可能な箇所で周囲に影響の少ない箇所は平成31年度の買い取り後に復旧する計画で、平成32年度春の作付までには復旧を完了する計

画でございます。

町単独補助事業により実施する農地等の災害復旧では、関係者、土木業者の皆様の努力により復旧が進捗しているところですが、補助災害同様、平成32年度の春の作付までの完了を目指します。

宅地の復旧は、5件の申請中2件が完了しており、残り3件も今年度中に完了する予定でございます。

林道の復旧につきましては、冬期間の被災箇所への行き来が積雪、雪崩により困難となるため、補助災害、単独復旧工事とも平成31年度6月以降の工事を計画しております。

ご指摘のとおり、復旧の遅延は降雨、降雪、雪解け等による被災箇所への増破や農作業等への支障から、農地・農業用施設の復旧の場合は通常、春の農作業が始まるまでには完了するよう努めてまいりました。しかしながら、今回は復旧箇所が極めて多く、5月上旬から10月中旬の水稻栽培期間は工事ができないため、工程が厳しく、全て復旧を完了させるにはどうしても例年以上の期間を必要とします。今後、県の災害復旧工事もかなりの数の発注が見込まれ、施工体制が厳しくなることも予想されますが、受益者、関係機関と情報交換をしながら、できる限り早期の復旧を目指したいと考えております。

次に、「ふるさと納税で地方創生を」についての質問にお答えします。

改めてふるさと納税制度の趣旨を申し上げますと、自分が生まれたふるさとはもちろん、お世話になった地域やこれから応援したい地域の力になりたいという思いを実現し、ふるさとへ貢献するために平成20年度に創設されたものであります。

議員ご指摘のとおり、近年、返礼品の取り扱いが全国の市町村間で加熱化し、ふるさと納税制度の趣旨に反するような返礼品が見受けられるようになったことから、平成29年4月1日付総務大臣及び総務省市町村税課長より適正な対応をするよう通知がありました。通知の概要としては、第1に返礼品の送付を強調してふるさと納税を募集することを慎む一方、寄附金を充当する事業の成果等について公表し、目的等が明確に伝わるよう努めること。第2に、周知、募集等における留意事項として、返礼品の価格や返礼品の価格割合など返礼品の送付が対価の提供との誤解を招きかねないような寄附を募集する行為を行わないこと。趣旨に反する返礼品の例として、金銭類似性の高いもの、資産性の高いもの、価格が高額なもの、寄附額に対する返礼品の調達価格の割合が高いもの、いわゆる返礼品の割合を3割以下とすることなどであります。

通知後も、依然として一部の団体において返礼割合が高い返礼品があることから、さらに「地方団体の区域内で生産されたものが提供されるサービスとすることが適切」という見解に基づいて、返礼品を地場産品とするよう、またふるさと納税の用途を地域の実情に応じて工夫し、ふるさと納税を活用する事業の趣旨や内容、成果をできる限り明確にすることとし

て、平成30年4月1日付で総務大臣より良識ある対応をお願いしたい旨の通知を受けております。

制度設計などについて、国の動向としては返礼割合などの見直しの意向を示さない団体に対処するための措置として、調達割合を3割以下とすることや、返礼品を地場産品とすること、違反した場合は寄附しても税の優遇を受けられないなど、市町村がよりふるさと納税の趣旨に沿うような法制化を検討している現状にあります。返礼割合が一元化されれば、納税額が伸びないと予想される中でどのように財源確保に当たるか、大変重要な課題と捉えております。

町としては、国の方針に沿い対応していくこととし、その中でふるさと納税をどのように確保していくかの取り組みとしては、いわゆるガバメントクラウドファンディングの導入であります。例えば農業振興に対する支援を目的に、用途をより明確にしながら寄附を募集し、舟形産米をアピールしていくものです。具体的には、衛星を活用した「ふながた衛星米」の生産拡大に取り組み、さらに清流や自然といった町の特色を加えた農産物等の特産品について、農業振興政策と連携し、商品化することを考えています。この案を実践していく上では、農家の方々や米の出荷団体などからの協力が必要不可欠であり、課題を解決しながらの取り組みと考えております。

次に、これまで町で納税していただいた方々、いわゆるリピーターを大切にする対策として、年賀状や時節のメッセージの配信、大阪地震、西日本豪雨や北海道地震による被災者へお見舞いとしてサクランボや精米はえぬき5キログラム入りなどと応援メッセージの送付によるきずなを大切にしたい取り組みを継続していきたいと考えております。

さらには、東京友の会や都市交流事業の機会を通じた首都圏におけるふるさと納税のPR、納税が集中する時期となる年末年始を見越した商品をふるさと納税サイトへのアップするなど、さまざまな機会を通じて周知を図り、地方創生のための財源の確保に努めていきたいと考えております。

6番 それでは、二、三再質問させていただきます。

まず災害の件でございますが、答弁書でございますが公共土木の国の査定、町道が23カ所、河川8カ所、計31カ所。この7日で終了するとありました。昨日の全協で町長のご挨拶にもございましたが、この公共土木の査定の結果といたしますか、査定の申請額と決定率についてお伺いします。

町長 査定が12月7日で完成なので、総体的なものがまだ公共土木施設災害については出ていない状況でございます。

6番 それ以前まで6回ほどやっているわけでございます。それまでも結構でございますが、それでしたら同じく農地・農業用施設の計50カ所についての申請額と決定率についてお伺い

します。

町長 農林災害のほうについて、まず農地のほうでございますけれども、申請額が33カ所で1億6,726万5,000円、決定額につきましては33カ所、1億6,102万3,000円。農業用施設につきましては17カ所、9,736万8,000円の申請額に対しまして、決定が17カ所、9,413万7,000円。申請額の合計といたしまして50カ所、2億6,463万3,000円に対し、決定額については50カ所の2億5,516万円で、きのうも申し上げましたとおり査定率が96.4%という状況でございます。

あわせて林道のほうでございますけれども、申請額が4カ所で2,875万7,000円、決定額につきましては2,847万4,000円というふうなことであります。査定率につきましては95.54%という状況でございます。

6番 非常に高い決定率といたしますか、安心をいたしたところでございます。また、あわせてまして今回作業に当たられました職員に対して、大変感謝を申し上げたいと思います。

そこで、決定に至らなかった96.何がしの残り分、3.何がし分については、今後どのような対応をするお考えなんでしょうか。

町長 査定で切られた分については、補助災害で復活することはございませんので、必要な部分については町単独でその部分をつけるというふうな形になるかと思えます。基本的には、そのことができるかどうかも含めて、対応していかなければいけないというふうに思います。以上です。

6番 先日の県会議員の先生方の地域協議会を傍聴しました。その際、同じような質問をされて、県の答弁でございますが、県のほうでは補正で極力対応したいという答弁でございました。今、町長のほうから何とかしたいという話でございますが、極力本町としてもそのこぼれた部分について対応していただきたいと思えます。もう一回、お願いします。

町長 その前に、大変申しわけございません、林道の査定率が先ほど95%何がしと申し上げましたが、99.02%でございました。大変申しわけございません。訂正させていただきます。

補助災害に上げる箇所としまして、補助災害に該当する確実なところプラス若干余裕をつけて申請をしているところもでございます。その前後、災害として認められなかったところが補助残というふうな形になります。補助災害にどうだろうかというような疑問のあるものについては、町単独でそもそもの復旧事業費として上げてございますので、補助災害にこぼれたものと、補助災害で切られたものというものは若干意味合いが違いますので、先ほど申し上げましたのは補助災害に申請して切られたものについては災害査定の状況を勘案しながら、必要とあらば町のほうでさせていただくと。あと、補助災害に上げなかった、補助災害に該当しない、もしくは査定に上げていくといろいろとちょっと不都合なところがあるようなものについては、最初から町単独での災害復旧というふうなことで臨んでおりますので、その点については9月までの予算というふうなことで補正予算の中でも対応させていただいて、

復旧していくというふうなことでございます。

6番 今、町長から林道が99.02%に訂正がありました。先ほど町長の答弁の中で林道についての後段のほう、ちょっとよく数字がわからなかったんですけども、もう一度お願いします。申請額と決定率です。

町長 林道の申請箇所については、4カ所で2,875万7,000円です。決定額については2,847万4,000円、査定率については99.02%というふうなことでございます。

6番 じゃあ林道はまた後でご質問します。

町単独補助事業、答弁書の中で11月30日現在で197件の申請があったようでございます。この197件というのは、当初災害時に町のほうで把握した件数とほぼ差異がなく、合致した数字なんですか。というのは、ブロックごとに申請を受け付けしたわけですけども、そのあたりに漏れはなかったのかと、そこを伺いたいです。

町長 これは町のほうで調査した箇所数ではございませんで、ブロックごとの説明会をして、申請をいただいて、11月いっぱいぐらいのところの数字であります。一応締め切りはしたんですが、稲刈り後にいろんなことがわかっている場合もあるかと思っておりますので、今相談に来ているところが20カ所ほどあるそうです。それらも締め切りは過ぎたんですが、柔軟に対応していこうというふうなことで、今のところそういう対応をする方向で考えております。

6番 逆に町のほうで押さえておって、それが申請がなかったと、受益者の方が来なかったというのはなかったのか、そういうことをお伺いしたかったんです。

町長 その点については、いろいろと事情もございまして、全てのものとは対比できているというふうなことではないかとは思いますが、町のほうで把握しているものと申請が来たものについては全て来ているものかなというふうに思っております。

6番 査定の関係で大変忙しいかと思っておりますけれども、そのあたり、町でつかんでいる情報といえますか、箇所数と申請がうまく合致するような、全て網羅できるような取り組みをさせていただきたいと思っておりますのでございます。

次に宅地の関係でございまして、5件申請があつて、2件が完了して、残り3件と。これにつきましても、今年度中に完了の予定だということでございまして、この5件の申請額なんです。本町の要項からいけば上限100万円という縛りでございまして、この5件の申請の額ですね、どれくらいの申請があつたのか、お伺いします。

町長 申請があつた額については私のほうでつかんでおりませんので、危機管理室長のほうでわかればお答えいただきたいというふうに思います。

危機管理室長 申請の額ですけども、今頭の中に4件しかありませんので、補助金の金額で申し上げます。1件が100万円、1件が11万5,000円、1件が9万7,000円、済みません、もう1件につきましては下で資料を見ないとわかりません。

6番 わかりました。今室長の話を知ると、100万円の方もあれば十何万円、数万円の方もおります。この5件の宅地の被害状況を見ますと、規模が大きい方と小さい方、さまざまございます。大きい方はとてつもなく大きく、事業費が1,000万円近くもかかったという話も聞いてございます。こういう制度をつくって、スタートしているわけですが、こういう実態でございますので、その規模に応じた支援策というものを今後検討すべきかと思いますが、そのあたり、町長のお考えをお伺いします。

町長 その規模の多い方については、木友の方かなというふうに思いますが、その方とも担当課のほうでいろいろと相談をさせていただきました。1つは急傾斜というふうなことでの県のほうでの復旧事業というものがありますよ。ただし、これから認定をしていただきながら予算化というふうなことなので、すぐに対応することは難しいです。そこら辺については、最低限の工事をなされて、復旧したらいかがですかというお話もさせていただいたんですが、本人のほうとしてはもうやらないと不安だからというふうなことでありましたので、そういう金額で自費を投じてというふうなことでありますので、町としてはやはり個人の財産というふうなことの中で、宅地の復旧事業についてはかなり踏み込んで、県内でない補助制度をつくりました。やはりそういった観点から考えて、規模が多い、少ないというふうなものについては個人の、先ほども申し上げましたがちょっと不安だというふうな思いの差も出てくるというふうなこともありますし、緊急やむを得ない場合であれば県のほうなり町のほうでも対応策というのが出てくるのかもしれませんが、現在の状況等を見ますとそういった復旧事業の中で県のほうの事業としても取り組めるのではないかというような判断もございましたので、そういったことで町としては100万円の補助を出したというふうな状況でございますので、高額な補助をさらにあえて出すというふうな考え方は今のところございません。

6番 個人の財産、わかります。自然災害と言ってしまうとそれで済むわけですが、今後こういうことがあってはいけないわけですが、そういうさまざまな事業、急傾斜等々の事業があるのであれば、今後相談といいますか、そういう体制をつくっていただきたいと思っているところでございます。

次に、質問を変えます。先ほど林道の決定率を伺いました。99.02%、非常に高い決定率で、安堵しているところでございますが、このたびの12月の補正で特定公害復旧事業の測量設計で100万円計上になってございます。これは今回の査定でこの事業に該当するという事で決定されたのでしょうか。

町長 これは亜炭公害の復旧事業でございます、災害復旧事業とは別物でございます。これは国策として、昔亜炭を掘ったというふうなところで、その結果、後年に陥没等の被害が出てきたときに、現在は国ではなくて、国から、基金を積み立てて、県のほうで所持している基金がございます。そのほうと協議をしながら、公害復旧事業についてはその基金を活用し

てのというふうなことになりますので、災害復旧事業とは別に富田高倉山線については公害復旧事業で100%の補助で実施される予定でございます。

6番 今町長は富田高倉山線と言いましたね。猿羽根山富田線ですよ。猿羽根山富田線の我防沢地区の件ですよ。この件については、町長も現場を確認されたと思いますが、私も見えました。素人目から見ても、相当の陥没、底が見えないくらいの陥没でした。これはどうやって復旧するのかちょっと想像もつかないような事業になるんじゃないかなと想像してきましたけれども、特定公害復旧事業を活用できるのであれば、これによってあの林道を整備して、一日も早く通していただきたいと思っておるところでございます。林道は、ただ山に行く道ではなくて、例えば猿羽根山富田線については災害時の迂回路にもなる道路でございますので、そのあたりも考慮していただきまして、絶大なるご尽力をいただきたいと思っておるところでございます。

それでは、質問を変えます。次に、町単独対応の林道でございますが、3カ所、今申し上げましたが、ほかにあるということで、これについては全然手つかずの状態だと。見通しも立たない状況でございます。これから降雪期を迎えて、林道は利用しないかと思いますが、先ほど申し上げましたように何かあった場合の迂回路にもなっているところでございますので、この3カ所の林道の今後の見通しといたしますか、いつごろ、来年6月という話でございますが、それらに向けて事業の内容といたしますか、そのあたりをお伺いします。

町長 やはり補助災害が優先されますというふうなことで、あと災害に該当しないような災害というふうなところの意味合いの中で、ただやはり今現在から降雪期を迎えて復旧事業というのはかなり困難でございますし、議員さんのおっしゃられることについては十分認識できますので、その点についてできる限り早く復旧するように努めてまいりたいというふうに思います。

6番 次に、これからのスケジュールでございますが、公共土木がこの7日で査定が終わるということで、全て終わるかと思えます。査定が終わった後の発注のスケジュールといたしますか、そのあたりをお伺いします。

町長 先ほどの答弁の中でも申し上げましたが、災害復旧事業については国の法律で3年以内に完成というのが原則でございます。災害復旧費に対する国の財政支援の分が大きくかかわってくるというふうなことがあるのが1つの大きな要件なんです。町としてはできる限り早期に発注をしたいというふうなことでありますが、査定をする設計書と、今度実施設計、発注する設計書というのはまた別物で設計をしなければいけないというふうなことがあります。さらに、そこで金額の差異が出ますともう一度金額によっては本省協議、農政局協議というふうなことが出てまいります。そういった手続を踏みながら、何とか早いものについては4月早々ぐらいから発注をしていくと。ただ、田んぼの関係があるものについては稲刈り後の

復旧というふうにならざるを得ないものもありますので、緊急度、重要度の見きわめをしながら、町としては順次発注してまいりたいというふうに考えております。

6番 わかりました。

次に、町の管轄ではないかと思いますが、小国川の件でございますが、今回の災害でごらんのとおり清流と鮎釣りの名所でうたっている川にふさわしくないような状況になってございます。今後、春先に向けまして、雪解けの増水等によりまして流木、土砂等による二重災害が想定されます。このまま放っておくわけにはいかないと思います。これから県に対して、町としてそういう流木の撤去とか土砂のしゅんせつとか、そのあたりの要望は考えておりますか。

町長 その件については、もう既に最上町、それから舟形町と漁協とで県のほうにお願いに行っているところでございます。さらに先般、伊藤県議と漁協の組合長のほうで、富長橋より下流については国の管轄でございますので、そこについてもしっかりと対応していただきたいというふうなことで申し上げているところでございます。したがって、何とか来年の鮎釣りまでには流木等の除去等について県のほうから特段のご配慮をいただきたいというふうなことで、「5分前です」の声あり、あとしゅんせつについては、これは県のほうの9月補正で144億円の補正をいただきましたけれども、その中で川の維持工事、しゅんせつ等についてのご配慮もいただいているところでございますので、その点についても県のほうで早急に対応するというふうな考え方を持っているようでございますので、それについても今後また必要とあらば申し入れをしたいというふうに思います。

6番 県議会の先生の話が出ましたが、県議会の先生方、あと県と連携しながら、箇所数が多くて全面復旧には時間がかかると思いますが、よろしく願いをして、次の質問に移りたいと思います。

ふるさと納税の関係でございますが、前にも質問させていただきました。今回また質問させていただいたのは、10月末の資料がございまして、10月を見ますと月末累計で前年対比でわずか6.8%しか伸びていない。これがどうなるのかなと懸念をしまして、今回質問したわけでございますが、11月現在でどうなっていますか。簡単をお願いします。

町長 11月現在で2,418万8,100円と、それからクレジットの関係もございまして、合わせますと2,928万9,000円というのが11月末の現状でございます。

6番 ざっと3,000万円にしても、前年対比、前年が3億5,000万円でしたね、10%しか伸びていない。今後どうなるのかちょっと懸念している……、懸念といいますか、先ほど申し上げましたように税収が多ければさまざまな事業に使えるわけですので、今後取り組みが重要なところでございます。

答弁の中で、ガバメントクラウドファンディング、GCFですか、これを導入していきたい

ということですが、これについてはいわゆるプロジェクトと申しますか、事業を多く品ぞろえしなければつまらないかと思えます。答弁書の中で、ふながた衛星米を掲げてございますが、このほかに具体的に町長が描いているさまざまなプロジェクトがございましたらお伺いします。

町長 具体的なところを今申し上げるものについては、ないというのが現状でございます。ただ、そういった方向性の中でやっていかなければならないというふうに思いますし、先日商工会さんのほうにもお願いをしたのは、やはりお米ですとどうしても返礼割合が高くなりますので、それにかわる商品としてのものをぜひ開発していただきたいというお願いもしております。そういった中での対応、さらにクラウドファンディングの関係についても、町のほうでいろんなプロジェクトの中で使えそうなものについていろいろ検討してまいりたいというのが今の現状でございます。

6番 米は返礼割合が高くなる、それは当然でしょうけれども、総務省が言っている、この答弁書にもございますが、地場産品となれば舟形は米だと思えますよ。ですから、前も申し上げたかもしれませんが、例えばサクランボ、ラフランスにすれば生産者が特定されて、あの方のサクランボ、あの方のラフランスと言えはわかります。米についても、同じように生産農家が直接ふるさと納税の返礼品にかかわれるような仕組みづくりが必要だと思えます。そのあたり、町長どうお考えですか。

町長 おっしゃられるとおりでございまして、町としましては農家の支援も含めてふるさと納税にぜひ参加していただける農家をふやしていきたいと思えますし、そういった差別化の中で先ほど言った衛星米等々の名前の利用なんかもしていただければというふうに思っているところでございます。

6番 時間がなくて早足になって申しわけございませんが、もう1点だけ。先ほど衛星米を特に町長は推しているようでございますが、簡単にこの衛星米の町長が描いている今後のスケジュール、出るまでのスケジュールと申しますか、そのあたりはどういうふうに考えてございますか。

町長 今年度、30年度で運用の実験をしましたので、栽培者の募集をかけながら、来年度、31年度のふるさと納税に向けて頑張っていきたいと思えます。

議長 時間となりましたので、6番齋藤好彦議員の一般質問を終結いたします。

1番 私からは、1点について質問をさせていただきます。

「洪水被害の防止対策について」ということで、質問させていただきます。

近年、豪雨、豪雪、竜巻、熱波や干ばつ、大寒波など、このところ世界規模で異常気象が相次いでいます。もともと異常気象というのは数十年あるいは数百年に一度起こる程度の現象と言われてはいますが、近年は当たり前になりつつあります。舟形町においても、ことしは積

雪が3メートル越えの新記録、そして8月5日から6日と30日から31日の二度にわたる豪雨により、甚大な被害に見舞われ、8月の大洪水は生まれて初めてだという話が多く町の民から聞かれました。が、人的被害がなかったことが幸いと安堵しています。

町管理施設被害、町道災害、林道災害、河川災害、河川公園の被害など、復旧工事の負担は少なからず町民にも生じてきますが、農作物の被害に遭われた農家の皆さんは、農業共済で被害金額が100%補償されるわけでもありませんので、被害は生活に直結してきます。

今回の農地被害は、全町各地に及んでおり、堀内地区の一部では3年ぶりでの収穫を目前に洪水の被害に遭った農家もあると聞いています。今後ますます農業離れに一層拍車がかかるのではと懸念されますが、その一方、町の対応を評価する声が被災者を含め町外からも聞かれます。それは、被害農地の復旧にかかわる経費の負担や被害住宅への補助金など、他市町村より個人負担が軽減されていることと、補助要件の決定が早かったことです。

いずれにしましても、今後県との協議も必要であると思いますが、洪水被害を防止するための河川整備をどのようにし、町民が安全で安心して生活できる豊かな舟形町にするのか、町長の考えをお伺いいたします。

町長 それでは、1番伊藤欽一議員の「洪水被害の防止対策について」のご質問にお答えします。

8月は二度にわたる豪雨により甚大な被害に見舞われ、道路、河川、農地、農業用施設、林道、宅地等の被災額は膨大となっており、現在も災害復旧に向け全力で取り組んでおります。議員おっしゃるとおり、人的被害がなかったことに安堵しております。

さて、今回の災害は全町に及んでおり、その中で堀内地区の一部は河川、町道、農地、農業用施設が平成28年度と同じ箇所が被災しており、平成29年度に復旧工事が完成してすぐに今回の災害に見舞われております。おっしゃるとおり、3年ぶりでの収穫を前に被害に遭った農家もあります。

このような状況下で、農地等の災害復旧は補助災害以外の小災害については平成28年度と同様に補助金の要件、補助率を定め、被害者が早急な対応ができるようにしてまいりました。特に今回の被災箇所は、中山間地域が多く被災しており、農地面積も小規模な箇所であります。また、農家の高齢化率も高く、十分なる補助制度でないとますます農業離れに拍車がかかり、耕作放棄地となる可能性があると考えます。農業振興の確保のため、他市町村より補助率を高く設定し、個人負担が軽減される補助制度となっております。

次に、県管理河川については、河川決壊による農地への土砂流出被害が幾度も発生している松橋川、堀内川合流部と最上小国川の長尾地区右岸については、通常災害復旧事業による原形復旧ではなく、抜本的な河川整備を実施するよう県に要望しております。

引き続き、河川の流下能力が低下している河川については、堆積土砂のしゅんせつにより流下断面を確保していただくよう要望していきたいと思います。

今後も、町民が安全・安心して生活できる災害に強い舟形町になるよう、関係機関に要望していくとともに、これから公共土木災害査定を受ける箇所もありますので、引き続き災害復旧事業に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

1番 それでは、再質問をさせていただきます。

松橋川、堀内川合流部と最上小国川の長尾地区右岸について、通常の災害復旧事業による原形復旧でなく、抜本的な河川整備を県に要望しているということでもありますけれども、どんな形を要望しているのかお伺いしたいと思います。

町長 まず、小国川の長尾地区右岸でございますが、現在の築堤が低いというふうなこともございますので、しゅんせつとあわせて護岸の改修というふうなことで、築堤というふうなことを要望しているところでございます。

堀内川と松橋川の合流付近については、県の河川の参事にも一度原形復旧しているところがまた被災したところなので、ぜひ河川改修という形の中で対応をお願いしたいというふうなことで申し上げます。きょう入った情報によりますと、県のほうでその箇所について査定を受けるというふうな状況であります。さらに本省協議を経て、河川改修で復旧するというふうな情報をきょういただきました。したがって、県のほうとしても町の意向、町民の方々の現状をしっかりと把握していただいて、対応していただけるものというふうに考えているところでございます。

1番 今回の洪水に関しては、各地で河川決壊もございますけれども、堤防、堤水閘を越流した箇所が何か所かあったと思います。県のほうでハイウォーターレベル設定になっていると思いますけれども、今回の水害でそういった最高水位の見直し等々を考え直すとかというような、そういう情報というのは町のほうには入っていないんですか。

町長 その点については、県のほうからの情報はございません。やはりハイウォーターの線ではなくて、低水護岸等のものについては護岸が未整備地区というふうなことのほうが多いのかなというふうに思いますので、町としてはその見直しというよりは早く護岸整備等の河川整備をお願いするというふうな要望をしていきたいというふうに考えております。

1番 どうしても災害復旧工事に関しては原形復旧というのが基本になってくると思うので、それを踏まえての護岸のかさ上げとか、やっぱりそういうのが今後必要になってくるのではないかなというふうには思います。

県のほうで、一級河川の最上小国川水系で最上圏域河川整備計画というのを出しております。その中で、舟形町は該当になっていないようなんですよね。最上の赤倉から白川、そこから辺14キロメートルあたりがちょうど河道の整備というふうなことで位置づけになってございます。部分的に流下能力が不足している箇所の築堤、河道掘削を行うというようなことで、県のほうで計画に載っているようなんですけれども、舟形町として、先ほど町長もしゅんせ

つ等を要望しているというようなことを答弁していますけれども、何カ所、どの地区あたりを要望しているのか、お伺いしたいと思います。

町長 極端に言えば全河川の延長分をというふうなことで申し上げているところでございます。さらには松橋川、それから堀内川というふうなところについて、しっかりとしゅんせつをしていただかないと、また同じところが被災をするというふうなことで申し上げているところでございます。

1番 先ほど河川整備計画というふうなことで、機能が維持できるように点検・補修、そんなことで県のほうでもいろいろやっているとは思いますが、先ほど堆積土砂のしゅんせつというふうなことがありました。あわせて、やはり私がぜひともお願いしたいというのが、護岸のかさ上げというか、今回オーバーフローした箇所というのはわかると思います。そういったかさ上げの要望というのをお伺いしたいと思います。

町長 かさ上げの要望というふうなことを単独で要望しておりませんが、やはり手法としまして現在の堤防の高さが妥当なのかどうかを含めて、その点について県のほうから見ていただいてやっていただくというふうなことになるかと思えます。また、災害復旧事業については査定額と同様の災害関連事業というふうなことの中で、原形復旧プラスアルファの部分のところができるかというふうに思いますので、さらに県のほうにもそういったことでお願いをするようなこともできるかというふうに思いますので、その点については県と協議をさせていただいて、対応していきたいというふうに思います。

1番 そのプラスアルファが非常に重要でないのかなというふうには思います。

ごく最近ですけれども、河川課の話によりますと今後ハイウォーターレベルの見直しの調査、測量もあわせてやるというような情報を私聞いたんですけれども、いずれにしても何度も遭っている松橋川、もしくは長尾の右岸、そういったところがもう2回も3回もなっているというふうなこと、それを踏まえて、やっぱり抜本的な改修というのはぜひとも必要だと思います。やっぱりそこだけでなく、今回堤防の決壊もあわせて、何度も申しますけれども、水が越流した箇所、そこに関しては再度見直しをかけて、県との協議は必要だと思います。そんなことで、同じことが起きないように対策を今後していかないと、復旧、復旧はいんですけれども、復旧プラスアルファで、また同じようなことが起きないようにそういう対策を県のほうに強く申し上げていかないと、やっぱり農家の方も安心して農作業ができないし、まして共済のほうではもう自由掛金というふうなことになっていますし、いろんな制度改正の中で農家の方々を守る、町民を守る、同じことが起きないようにぜひとも町長に頑張ってください。町長だけではありませんけれども、洪水対策に対して町長の思いをもう一度お伺いしたいと思います。

町長 思いは一緒でございますので、できる限りやはり農家の方にもご迷惑をおかけしないよう

にというふうなことで考えております。一般質問の中にもありましたけれども、松橋川、堀内川の沿線の農家の方々には4年連続田んぼから収穫ができないという現実もございます。そういったことについても、しっかりと見ていただいて、対応していただくようお願いを申し上げていく所存でございます。

なお、共済のほうについてですが、私のほうの手持ちの資料でいきますと、申告面積が113ヘクタール申告したんですが、50ヘクタールの対象被害面積というふうなことで、共済支払い予定額が1,000万円というふうなことであります。対象戸数が67戸というふうな現状に鑑みますと、非常にスズメの涙というふうなところでございます。また、今年度から出た収入保険等に参加することなども含めて、いろいろと農家に対する指導も考えていかなければいけないのかなというふうに思っているところでございます。

いずれにしても、今伊藤議員のおっしゃられたとおり、それが実現できるように議員の皆さんと一緒にそういう要望を、県のほうに声を届けていきたいというふうに思います。

1番 やはり同じことを繰り返さない、そんなまちづくりをしていくというのが、これから我々が後世に残す舟形町ではないのかなというふうに思います。そんな強い思いを私も抱きながら、これで質問を終わりたいと思います。

議長 以上をもちまして、1番伊藤欽一君の一般質問を終結いたします。

本日の日程はこれをもって全て終了いたしました。

あすは休会いたします。

あさって6日は午前10時より再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後1時58分 散会

平成 30 年 12 月 6 日（木曜日）

第 4 回舟形町議会定例会会議録

（第 2 日目）

平成30年舟形町議会第4回定例会第3日目

平成30年12月6日(木)

出席議員(10名)

1番 伊藤 欽一	6番 斎藤 好彦
2番 小国 浩文	7番 佐藤 広幸
3番 石山 和春	8番 叶内 富夫
4番 佐藤 勇	9番 加藤 憲彦
5番 奥山 謙三	10番 八 歙 太

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため議場(会議)に出席した者の職氏名

町 長	森 富 広	地域整備課長	伊藤 武 美
副 町 長	庄 司 雅 人	農業振興課長 兼農業委員会事務局長	伊藤 誠 宏
会計管理者	相 馬 昇	総務課財政係長	八 歙 幸 仁
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	伊藤 幸 一	教 育 長	齊 藤 涉
まちづくり課長	小 野 芳 喜	教 育 課 長	八 歙 照 光
健康福祉課長	叶 内 範 夫	農業委員会会長	加 藤 嘉 久
住民税務課長	須 貝 孝 子	代表監査委員	渡 邊 敬 子
危機管理室長	伊藤 茂 樹	監査事務局長	斉 藤 洋 一

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 斉藤 洋 一 主 事 伊藤 優

議事日程

- 日程第1 議案第55号 舟形町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第2 議案第56号 舟形町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第3 議案第53号 平成30年度舟形町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第4 議案第54号 平成30年度舟形町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第5 議案第57号 舟形町舟形若あゆ温泉等の指定管理者の指定について
- 日程第6 議案第58号 舟形町農林漁業体験実習館等の指定管理者の指定について
- 日程第7 委員会付託の審査報告
- 請願第2号 ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシーを国に求める請願
- 陳情第3号 三光堰（紫山地内）への余水吐並びに排水路整備に向けた陳情
- 日程第8 議員派遣の件
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時02分 開会

議長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。ただいまから3日目の定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

**日程第1 議案第55号 舟形町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について**

議長 日程第1 議案第55号 舟形町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます

総務課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。

6番 今、説明を受けた内容で、新しく給料表といいますか、それが13ページのこの行政職給料表に変わるわけですね、新しく。これがさっき言った初任給1,500円、あとそれぞれ上がっているわけですが、上がった状態で30年度のいわゆるラスパイレス指数は幾らになっていますか。なりますか。

総務課長 今年度のラスパイレスにつきましては、100.2というふうになってございます。100.2に……、失礼しました。100.02です。失礼しました。

6番 なぜこんなことを聞くかといいますと、ラスパイレスについてはさまざま縛りがあって、余り高いと、地方交付税なりに響くということもございます。昨年度、29年度を見ますと、99.8%、100までいってなかったわけですがけれども、聞きますと30年度で100を超えたということでございます。今後、この人勧の勧告によりまして上がっているのはいたし方ないと思いますけれども、さっき言った縛りもございますので、このあたりを勘案しながら、幾ら人勧と言いながら、その辺調整していかないと財政の面もございまして、そのあたり見ていかなければならないかなと思うところございまして、管内の、郡内の町村を見ますと、100を超えているのが今のところ最上と鮭川だけ。今回、舟形が超えるということで、このあたり、他の町村と比べての町長の感触といいますか、こんなものかなというあたり、お伺いしたいと思います。

町長 議員おっしゃられるとおり、ラスパイレス指数については、いろいろと国家公務員を100とした場合のというふうなことでありまして、そのことについてはやはり一つの基準と捉えております。ただ、職員の年齢構成等々の問題もありまして、100.02という数字になっているようでございますし、今後ともこういったものについては、注視しながらということで考

えております。ただ、最上、鮭川ということでございまして、そういったところも調整の方向であるのであれば、町としてもそういったところを考えていかなければいけないと思っ
ているところでございます。

6番 わかりました。よろしく申し上げます。

ちょっと質問変えます。これを先に聞けばよかったですのですが、先ほど総務課長の説明の中で、
ちょっと基本的なことで大変申しわけありません。

5ページの……、あっ、5ページじゃないな、失礼しました。1ページの貸借対照表の中で、
まあ貸借対照表でなくてもいいのですが、変更になります第11条で、先ほど課長から説明あ
った、ここに書いてございますが、第1項の1号、一般職の職員の給与云々とございますが、
この職というのはどういう、具体的にいうとこれは本庁に存在といたしますか、適用者がいる
のですか。どういう方が該当されるのですかね。

総務課長 これにつきましては、医療職俸給表というのがございまして、国に合わせた形で給料
表が、条例を制定してございまして、国・県の改正に伴って同じように改正しております。
実質的には運用はされていないという状況になってございます。これにつきましては、医師
及び歯科医師で医学または歯学に関する専門的知識を必要とする官職である者に対する支給
月額という内容でございます。

6番 済みません、これを先に聞けばよかったですのですが、そうしますとこういうのは、例えば自
治体で雇用している医師なり、歯医者さんなりがいる場合に、これが適用になるというこ
なのですか。

総務課長 おっしゃるとおりでございます。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第55号を採決します。議案第55号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙
手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

**日程第2 議案第56号 舟形町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について**

議長 日程第2 議案第56号 舟形町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます

総務課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。

6番 済みません、課長、申しわけない。私だけわからないのか、わからないんだけど、この5ページの1条と2条の違いというのか、これはどうなんだや。ちょっとそこがわからないです。これ、通った場合に、条例を改正した場合に、4条と7条というのはどういう表示をしていくのか。何かちょっとそこもよくわからないんだけど、済みません、基本的なことで。

総務課長 ただいまの質問ですけれども、5ページのほうですけれども、第1条につきましては、平成30年4月から適用する分、いわゆる今年度の6月、12月の支給の仕方について規定したものであります。それで、今現在期末手当というのは6月と12月それぞれ率が違います。今回、相対的に100分の5がアップしたということで、その分を100分の2.5ずつ、従来の現行の6月、12月支給分の率に加えての改正ですが、第2条のいわゆる5ページの改正については、5ページの新旧対照表、2条関係の改正ですね。新旧対照表の5ページの規定、2条というか、条立てで議案の第2条関係の内容の新旧対照表については、6ページのほうに掲載してあります。これについては、平成31年、来年4月から、6月と12月の支給率を同じくしたということでの運用になるということです。

ですので、まとめてというか整理しますと、今年分についての改正については、率が違う、6月と12月、率の違う期末手当の計算の仕方をしますが、31年4月からは6月と12月、同じ率での算出になりますよという内容でございます。

6番 大変失礼しました。わかりました。そうしますと、最終的には6ページの内容で条例が変わるということで、附則の施行日で5ページと、6ページに分かれたと、わかりました。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第56号を採決します。議案第56号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第53号 平成30年度舟形町一般会計補正予算（第7号）について

議長 日程第3 議案第53号 平成30年度舟形町一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます

財政係長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑については、歳入を一括して、次に歳出は1款議会費から6款農林水産業費までを一括、次に第7款商工費から第11款災害復旧費を一括に行いたいと思います。

質疑については、ページ、款項目を明言され、できるだけ簡潔にお願いをいたします。

最初に、歳入について質疑を行います。質疑ありませんか。

6番 1点だけ。15ページの18款の20の1の雑入ですが、雑入さまざまございいますが、右のほうの15ページの説明の欄で、3段目の交流センター光熱水費等負担金80万円ございまして、これは歳出のほうで長沢集学校の電気代ということでございまして、この歳入の負担金というのはどこからどのような名目での歳入なのでしょう。

まちづくり課長 歳入の内容でございましてけれども、交流センターの光熱水費と長沢集学校の分の27年度分はまだリングローさんが入っていなかった分、これを超える部分について、使った部分について、こういった部分について、リングローさんのほうで負担していただくということ。リングローさんからの歳入となります。

6番 そうしますと、リングローさんが入る前、27年まではうちで払っておって、入ってからの分を今からもらうということなの。

まちづくり課長 説明が足りなくて申しわけございません。リングローさんが入る前に使っていた、町で負担していた光熱水費があります。その部分が基礎となっていて、その部分はありませんよと。それから、超えた部分について、リングローさんがいわゆる使っていただいた分を町のほうに負担金としていただいているという歳入になります。

6番 リングローさんが来たのは28年から。入ってからの今までの電気代、それはわかりましたけれども、今までの経過期間というのはどうやって払ってきたわけなの。

まちづくり課長 各年度、29年度から長沢集学校のほうに入っておりますので、29年度の負担金として、歳入として入っております。

議長 暫時休憩します。

午前10時41分 休憩

午前10時41分 再開

議長 再開します。

4番 交流センターの今、同じページ、同じ項目ですけれども、交流センター光熱費負担金というやつ、今リングローの話だけになっていますけれども、富長の交流センターに行者にんにくの冷蔵庫、冷凍庫施設があります。これもこの中で受けているような形になっていますか。

まちづくり課長 富長交流センター分の光熱水費の負担金については、項目として農林水産物処理加工施設光熱水費負担金として、別に負担金としていただいております。

議長 ほかにありませんか。

5番 ページが12ページ、17款1項2目と3目ですけれども、寄附金関係です。教育費寄附金30万円、あと災害復旧費寄附金81万1,000円とありますが、その内容についてお聞きしたいと思います。

財政係長 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

初めに、2目の教育費寄附金ですけれども、港区の東麻布に佐藤克己さんという方がいらっしゃって、その息子さん佐藤幸男さんという方がいらっしゃるのですけれども、その方が亡くなったお父さんの遺志を受け継いで、教育寄附を毎年していただいているという内容になります。

続いて、3目の災害復旧費寄附金でございますが、81万1,000円ということなのですが、今回8月に被災したということ、新聞報道を受けたのちちょっとわからないのですけれども、各団体から寄附をいただいております。内訳としましては、山形県の建設業組合さんのほうから20万円、それから五橋中学校さんのほうから21万円、それから東麻布商店街のほうから3万円、それから白金小学校さんのほうから11万9,000円、それから東京友の会のほうから25万2,000円を頂戴しているところでございます。以上です。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑ないようですので、これをもって歳入についての質疑を終結します。

続いて、歳出1款議会費から6款農林水産業費について質疑を行います。

7番 それでは、18ページ、2款1項6目のまちづくり推進費の地域づくり支援事業、除雪機械購入費補助金100万円の補正ということで、その内容について質問いたします。

まちづくり課長 ご質問の地域づくり支援事業、除雪機械購入費補助金の補正の内容でございますが、当初予算で小型除雪機上限10万円分として16件を予算化しております。それから、地域支え合い分として上限20万円分については、2件を計上して合計で200万円分を当初予算で計上していたものでございますが、11月中まで申し込みが予算額に達する見込みとなりまして、さらに5件の問い合わせがございます。さらに、これからの降雪期、本格的な冬期間

を迎えるということも含めまして、この分の5件を見越して10台分についてを補正するもの
でございます。

7番 そういったものに対して補助金が出るのは大変ありがたいことと思いますので、いい施策
かなと思います。

例えばこの買った後の補修とかメンテナンスというのが、その方々がやることになると思う
のですけれども、例えばこれで買ったと私は記憶しているのですけれども、TRANMARはま
ちづくりのあれで、補助事業で買ってない……、何だったですか。まあ、その管理、別のと
ころだと私の勘違いかもしれないのですけれども、そのTRANMARの管理状況はしっかりで
きているのかという質問なんですけれども、ちょっとこの項目に当てはまるかはわからない
のですが、ちょっと除雪関連の補助金で買った項目ということで、関連で質問させてもらい
ます。

地域整備課長 ただいまのご質問でございますが、TRANMARについては、除雪対策費の中で今
運用しております。2台ございまして、町の除雪対策費の中で、稼働並びに除雪を行ってい
る状況でございます。

済みません、ちょっと言葉足らずでした。維持管理につきましても、町のほうで、除雪対策
費の中で行っております。以上です。

議長 ほかにありませんか。

6番 22ページ、4の1の3です。診療所費、先日の全協で内容的には説明を受けましたが、あ
のときに私のほうから申しあげました受領方法とか、そういうのが具体的に決まっているの
であれば、お伺いをしたいと思います。

健康福祉課長 タクシー券についてお答えいたします。

受領方法等につきましては、12月14日発行の広報お知らせ版の中で周知したいと思ってお
りますけれども、対象者につきましては、現在舟形診療所に通っている方ということで、直近
3カ月程度の医療費の領収書、もしくは薬の領収書、あるいは診察券等々で舟形診療所のほ
うに通っていることがわかる書類を提出いただいてタクシー券を交付したいと考えておりま
す。以上です。

6番 そうしますと、タクシーを利用しなくても、行けば、極端なことを言えば、駅の近くの人、
新庄の県立まで電車で行くという場合も、それは何もチェックなしで診療の何ていいですか、
領収書等々を提示すればもらえると。同じく、車で行く人ももらえるということなのでしょ
うか。

健康福祉課長 対象者につきましては、500人を最大見積もっているのですけれども、65歳以上
の高齢者と考えております。舟形診療所の1日の受信者数が60人から70人らしいです。25日
間診療したとしますと、全体で1,500人から1,700人いまして、その3分の1程度が高齢者で

あろうということで、比較的交通弱者である高齢者を対象として考えております。

ただ、その方々が電車を使うか、車で行こうか、判断できませんので、一応500人を対象として、新庄市内とかに通院するための足の確保として考えております。以上です。

6番 そうしますと、タクシー利用をしまいが、電車で行こうか、車で行こうか、それはもらえるということで、ただ縛りは65歳までにするという事は、それはもう決めているのですか。

議長 休憩します。

午前10時53分 休憩

午前10時55分 再開

議長 再開します。

健康福祉課長 お答えします。対象者は65歳以上の高齢者500人ぐらいを想定していますけれども、車で行けないということで申請のあった方で、舟形診療所に通っていたという証明ができる方に対して、交付をしたいと考えております。

ただ、その方が車の運転できるとか、電車で行くということについては確認できませんので、本人の申請によって交付をしたいと思っております。

議長 6番議員、いいですか。では、斎藤君の本件に関する質疑は3件になりましたが、標準会議規則55条の引用により、もう1回に限り発言を許可します。

6番 済みません、今課長の答弁で65歳以上を想定して、この300万円を組んだという言い回しをしていますけれども、そうしますともらうには65歳という縛りは何もないんですよね。そこだけ確認してください。

議長 暫時休憩します。

午前10時57分 休憩

午前10時57分 再開

議長 再開します。

健康福祉課長 対象者は65歳以上の方で交通弱者と考えております。

議長 ほかにありませんか。

7番 それでは、同じ衛生費の同じ項目、交通費扶助費の中、これはデマンドタクシーの延長線上、あるいはそのことだというふうに思うのですけれども、例えばデマンドタクシーに関しても、導入する際に当たって、これは町長も言っておりますけれども、完成された形ではなくて、問題点が出てきたらその都度検証して行って、修正する部分は修正していくという、そういう説明をしています。さまざま4月から導入して、今まで使いにくいという声が出てきていると思うのですけれども、まさにこういった補正のタイミングが、そういった修正を

するいいタイミングだと思うのですけれども、そういう修正、例えば予約がしにくいとか、5時ちょっと超えただけでも普通タクシー料金になるとか、帰りの時間がやはり皆さんそれぞれ合わないとか、そういう使いにくさの指摘を受けていると思います。そういったところの修正をどういうふうを考えているのか、質問いたします。

議長 暫時休憩します。

訂正。

7番 大分内容がずれておったようですので、取り消したいと思います。また次の違った機会に質問いたします。

議長 ほかにありませんか。

2番 同じページの同じ交通費扶助費について質問させていただきます。

これは、次に診療所が開設される3月いっぱいをもって終了する扶助費なのでしょうか。

健康福祉課長 3月31日までということで、今のところ考えております。

2番 やはり医者にかかっていない人は、余りあれなんでしょうけれども、医者を変えるというのは患者にとって大変なことなんですよ。3カ月でも。一旦そこにかかりつけ医が変わった場合は、なかなかもとに戻るって、簡単に戻れる方もいらっしゃるのかもしれませんが、やはり信頼関係がそこでできてしまうと、新庄のほうにかかりつけ医がかわった場合は、3月をもってするとすると、なかなか全員がそこにまた戻ってきていただければ、大変ありがたいのですけれども、その辺はどのようにお考えなのでしょう。

健康福祉課長 今回のタクシー券の交付につきましては、舟形診療所が閉鎖している期間に、その患者さんの足の確保とありますので、4月以降、継続して新庄市内等の医療機関に通院される方につきましては、交通弱者のタクシー券を交付するということにはならないと思いますので、とりあえず閉鎖期間に限った形で今回は対応したいと思っております。

2番 制度そのものは理解しますが、やはり少し幾らかでも猶予期間などを設けられるものだったら、ぜひしていただきたいと思います。

健康福祉課長 利用期間等につきましては、上司と相談しながら検討してまいります。

議長 ほかにありませんか。

5番 ただいまの質問と関連でありますけれども、今回こういう提案をする以上は、もう少し制度設計をきちんとした形でやるべきではないのかなと思います。というのは、300万円といえども交付金であることは間違いのないわけです。やっぱり有効に使っていただくという前提で考えていくと、本当に利用した方々に提供していくというのが本来の筋なのではないかなと思います。そういった部分、交通弱者という名のもとで、65歳以上の方々に支給するというのではなくて、一旦払っていただいて、領収書を町のほうに出していただいて、確認後に支給するとか、もう少し交付金というものに対しての使い方というのが、平等、不平等の点

からいっても、もう少し検討する必要があるのではないかなと思うわけです。そういったことを考えていく中で、もう少しこの補助金を有効に使ってもらうためには、本当に活用して利用した方々に出すということを考えていくと、逆に1回は払ってもらうけども、後日返しますよということの制度設計でもいいような感じがしますが、それについてどうでしょうか。

議長 5番議員、関連質問ですか。

5番 いえ、関連ではありません。別途の質問です。

健康福祉課長 今回のタクシー券の交付に当たりまして、今5番議員が言われますような、いわゆる償還払的なことも検討しました。ただ、償還払いをする場合の、例えば口座振替の手続であったり、申請であったり、利用者が不便なのかなと考えまして、タクシー券の交付という形で検討したところでございます。

5番 口座振替とかお金で返せと言っているわけではありません。領収書を持ってきたら、そのタクシー券を上げたらどうですかという提案なんです。

議長 暫時休憩します。

午前11時05分 休憩

午前11時07分 再開

議長 再開します。

健康福祉課長 交通弱者の対応につきましては、いろんな方法があるかと思えますけれども、町として今回3カ月間に限定した対応でございますので、タクシー券の交付ということで対応したいと考えたところでございます。以上です。

5番 交付するのはわかりましたが、どういう方に交付するのか。要するに65歳以上の方で、本当に利用した方に上げるということ、またもとに戻った質問になってしまいますが、対象者というのが65歳以上皆さんにやるのか。要するに、皆さんということは、診療所をこれまで使っておった方であれば、皆さんにタクシー券は上げますよという理解でいいのですか。

議長 暫時休憩します。

それでは、11時半まで休憩をいたします。

午前11時08分 休憩

午前11時29分 再開

議長 それでは、会議を再開いたします。

健康福祉課長 今回のタクシー券につきましては、対象者を65歳以上の方で舟形診療所のほうに通っていたということがわかる方で、交通弱者の方で申請をいただいた方に交付したいと。12枚、思っております。使用につきましては、1回につき1枚の使用ということで考えてお

ります。以上です。

議長 ほかにありませんか。

7番 22ページの民生費3款2項3目の保育所費252万円ほどの保育業務委託料の増が計上されております。この内容についてお聞きします。

教育課長 今の質問にお答えいたします。

これにつきましては、人件費の増であります。今年度の8月に新庄の労働基準監督署のほうから指導調査が入りまして、賃金のほうで振替休日をもって充てていたのですけれども、祝日時間外については、2月にさかのぼって職員に割り増し賃金を支払いしてくださいと指導がありました。その割り増しになった賃金分でございます。

そのほかに、保育士が休んだ場合の代替保育士の予算等でございます。当初予算では月8日を想定しておったのですけれども、2名の先生の方が病気休暇ということで、約1カ月ほどずつ休んでおります。その賃金も含めて今回計上させていただきました。人数については27名分の時間外になります。

7番 わかりました。結果論になるかと思うのですけれども、休日出勤した分は休んで調整していたということですが、結局休みの分を、給料を支払ったということになれば、やっぱり休みの分は保育所、保育の方々は、休んだ分は本当は給料は支払われないわけですよ、本来であれば。そこは休んだけれども、基準監督署の指導で支払ったということになれば、休んだ分はもう、それはもうしょうがないでしょうと。休めば、給料から出ているのわかりますから、休めば給料から引かれるわけですが、その分はもう暗黙の了解的なものでしょうがないでしょうという処理の仕方になっているのでしょうか。まあ、有給処理とかしたわけですかね。

議長 暫時休憩します。

午前11時33分 休憩

午前11時34分 再開

議長 再開します。

7番 わかりました。それで、二つ目の説明して下さった部分で、保育所、保育士の休んだときに代替保育士さんを頼んでいるという、その割り増し分だという話なんですけれども、その代替保育士さんに関しての、保育士としての教育なり、免許なり、そういったものはきちんと行われているのか。その辺のところを質問いたします。

教育課長 代替保育士につきましては、資格を持った方の代替をお願いしております。

7番 資格の持った方、退職者という意味なんですかね。退職者じゃない新任の保育士さん、私が懸念一つするのは、子供が保育所に行って、家に帰ってくると、まずびっくりするような

言葉を使うときがあると。つまり、父兄にしてみれば、保育士さんたちが使っている言葉を真似しているのではないか。つまり、はっきり言えば言葉遣いが悪いという、聞こえているか、聞こえていないかわかりませんが、個々の保育士さんが、例えば臨時で雇うときに、今までの退職者なら別に問題はないと思いますけれども、新しい保育士さんをこういう臨時で雇う場合に、免許を持っているけれども、そういった言葉遣いや態度についての指導とかもきちんとしてきているのかという、そこが一番の聞きどころというか、質問のわけなんですけれども、そういった教育ができていますでしょうか。

教育課長 今の代替保育士については、うちのほうでは退職者の方を活用しています。

あと、今おっしゃられた教育面があったと思うのですけれども、それについては研修会等、いろいろさまざまな開催をしながら対応しているところがございます。家庭に戻ってから、悪い言葉が出ているとか何とかって、いろいろありますけれども、それについても今テレビ等やゲーム等、スマホ等なんかで、子供が今だと2歳ぐらいから使えるそうです。そんな形で、それらの影響もあるかと思っております。

今後も指導を続けながらやっていきたいと思っております。

議長 ほかにありませんか。

9番 24ページの若あゆ温泉事業についてお伺いします。

これは、当初予算では工事請負費ということで計上して議会で承認した経過があります。ただ、今上がってきたのを見ますと、備品購入費ということで上がってきております。これは、若あゆ、この前のお知らせ版でも見たんですけれども、バリアフリー化と。それから、机、宴会場の椅子ということのあれだというお知らせ版で勉強いたしましたけれども、当初予算で工事請負費で上げていたものを簡単に備品費で買えることができるのか、その辺をお伺いします。

まちづくり課長 工事請負費から備品購入費への予算の組み替えということでございますが、温泉の利用客の皆様方からのご要望、それから来年度開催予定の東京友の会の主会場として今年度から準備したいということで、予算を組み替えさせていただければということでございます。よろしくお願いいたします。

9番 それはわかりますけれども、当初予算で上げたものを、本来ならば当初予算のような目的に使うようにするのが本筋ではないのかと思っております。確かに緊急性のある工事で、仕様を工事費から備品に変えた、これはわかりますけれども、これからは議会で決定したものを、こう簡単に覆す変更な。工事の変更ができるのかどうか、その辺ちょっと私疑問があったものだから、その辺町長から。

町長 9番議員のおっしゃるとおりでございます。私どもとしましては、当初予算の中で説明したことを実施していくということで考えております。ただ、いろいろ緊急、やむを得ない

状況になりましたので、先日の全員協議会の中で、その変更内容等、それから変更するに至った経緯等を説明申し上げていたところでございます。そういったところもありまして、事前にちょっとお知らせをした中で、今回の補正予算に計上させていただいておりますので、9番議員のおっしゃられることは、まずそのようなことだと思っておりますので、建前的にはそういう形をしていきながら、緊急、やむを得ない事情でこのように至ったことをご理解いただければと思います。以上です。

議長 ほかにありませんか。

4番 18、19ページ、2の1の6、空き家対策事業で、当初200万円の予算に対して3倍の650万円の補正になっております。本年度からかなり使いやすいというか、申請する人がふえた。制度については、大変良好であると思います。これについての実績並びにこれからの見通しがあるの補正だと思うので、そこら辺の数字をお聞かせください。

危機管理室長 今のところの実績につきましては、11件の方につきまして交付決定をしております。住居、附属建物を合わせまして、その金額が全部で844万円ほどになっておりまして、現行の予算が850万円でございます。今、相談を受けておりまして、今年度中に解体したいという方が、住居と附属の申請をしたい方が3件、住居のみで申請したい方が2件ということで、今回の650万円ということで補正のほうを計上させていただいております。

あと、そのほか全部で26名の方からご相談を受けておりますが、解体に至った方が11件、今回で5件、残りの方については来年度に向けて対応していきたいと思っております。

4番 全体の空き家数に対して、16件の解体申請並びに実績があって、かなり進んだ状況になっていることに対しては、すごくいい事業になっていると思います。その中で、どうしても法定相続人がいない、確認できない、もしくは相続を放棄された空き家について、今後対策はどのように考えていこうとしているのか伺いたいと思います。

危機管理室長 現在のところ、相続放棄されている家屋が、たしか2件あったかと思えます。そのほかの空き家等につきましては、ある程度うちのほうで相続人を把握しておりまして、今回町内会長、民生委員の方にお願ひしまして、空き家の掘り起こしをしております。

今後、雪等の危険がある場合等、連絡とれる方に連絡をとっていきたいと思っております。

4番 住宅を解体するに当たって、相続者を死亡者のままでは解体できないということで、相続をしてからの、上物は別にしても、土地を相続しなければいけないということでないと申請できないという形だそうです。その中で、かなり相続について、被相続であつたり、相続者が見つからないと、今後手を焼く件数が今現在あると思うし、今後とも対応の仕方でふえていくような感じが想定されます。その件について、今後危険家屋の解体並びに排除についての進め方について、改めて町長のお考えをお伺ひします。

町長 今、議員がおっしゃられるとおり、やっぱり相続関係の問題が一つあります。しかしなが

ら、やはりその建屋に至りましては、冬期間等非常に危険な場合もございますので、その点については町としてそれを見過ごすことはできないのだろうと思います。

そういった中で、どういった手立てができるのかどうか。やはり町で執行するとなれば、いろいろな手続を踏まなければいけないと思いますので、そこは前も答弁したかもしれませんが、基本的には相続人といろいろお話をさせていただきながら、できる限り町としても付近の住民等に被害が及ばないように、極力努力してまいりたいと思います。

議長 ほかにありませんか。

4番 20、21ページの福祉の町推進費3の1の5、灯油購入費助成券のこの1枚つづりのやつでは、増という形になっていますけれども、この180万円何がしは、今回の新たにここで予算を組んだというような形で、前の年までずっとやっていた事業だと思いますけれども、当初で組まないで、ここで組み入れた内容、わけを伺います。

健康福祉課長 この灯油助成につきましては、きのうかおととい、県議会のほうで補助制度が通った事業でございます。毎年県のほうで、12月議会で要綱を通して、2分の1の補助をいただきながら、町として交付している事業でございますので、例年このタイミングで補正をとっているところでございます。以上です。

4番 県から2分の1、町が2分の1で、今の時期になっている。では、来年以降は、県でそれを組まなくなったら、町でも組まないという考えなのですか。

健康福祉課長 この予算の査定のときに話題になりましたけれども、県と町の考え方、県がしなくても町であるのかというところについては議論しました。今後の方向性等につきましては、もっともっと上司のほうと協議をしながら、必要性を踏まえて検討してまいります。

4番 この款項目のタイトルは、福祉の町推進費の枠です。福祉の町をうたっているのであれば、県の有無にかかわらず、当初でしっかり予算を組むべきだと思います。

それで、前にも言いましたけれども、灯油購入券ですよ。今ひとり暮らしの老人家庭、灯油を入れるのも大変だと思います。前の課長にも言いましたけれども、今オール電化並びに灯油もかなり高騰しております。上がった、下がったりしますが、小さい部屋、老人独居家庭なら、やっぱり電気で温めたほうが楽だし費用も安い、安全であるという面に関して、灯油購入券は、オール電化でひとり暮らし、エアコンで部屋を温める人には、権利は発生しないのでしょうか。それに対するサポートは、まちづくり、福祉の町推進事業では考えていますかって前質問したんですけど、現在はそれについてどう検討しておりますか。

健康福祉課長 今回の補正につきましては、県の灯油助成を受けての町の対応となります。県の助成要綱につきましても、オール電化等については想定されておりませんので、今回につきましてもオール電化、電気での暖房等につきまして想定はしてございません。今後のことにつきましても、これから検討していくということしかお答えできません。以上です。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって歳出の1款から6款までの質疑について終結いたします。

続きますので、7款商工費から11款災害復旧費についての質疑を行います。

4番 26、27ページの8の2の3、除雪対策費の除雪機格納庫云々がありますけれども、今回格納庫を建てたからというわけではないのですけれども、路線が2工区ふえたと思います。前回の議会まででは1工区ふえると。小型車を1車ふやすと。だけれども、9月から今回の議会までの間で、さらにドーザー1工区がふえたとお伺いしております。この中身を、至った経緯を伺います。

地域整備課長 ただいまの質問でございますが、今年度から今4番議員がおっしゃるとおり、ドーザー工区ということで1工区ふえております。その工区につきましては、昨年度は紫山、大平とか、そういう主要なところをドーザーとともにやっておったのですが、今年度からそっちのほうが、かなり時間がかかって、公共施設、例えば小学校であったり、そういう駐車場の除雪がおくれてしまいます。そこら辺も含めて、主に町の公共施設の駐車場等々をメインにしまして、ドーザー工区ということで、今回30年度から1工区ふえております。以上でございます。

4番 まあ、1工区ふえたわけなのですけれども、2工区ふえたのかな。の中で、町道除雪の委託費が当初で含まれていると思います。1工区ふえたので、工区がふえたことによって、費用はこのままで追加補正の形はとっていないようではございますけれども、今課長が言われた、本来であれば7時半ごろまで終わらせる目的でやっていると思います。しかしながら、車両によっては9時ごろになると。それを、路線をできるだけ7時半まで皆終わらせるという形で工区割りをした上でふやしたという形の中で、予算の内で13工区で予算内でしっかりと時間内に終わらせるという計画なんですか。

地域整備課長 今おっしゃられたとおり、やはり昨年度は時間がかかっておりました。特に昨年は大雪でありましたし、かなり町民の方にご迷惑はおかけしたのかなと思っております。そんな中で、13工区ふやしまして、まずは早い時間に除雪を終わらせたいということで計画しました。予算であります。今年度は除雪対策費として例年どおり1億2,000万円ほどを考えております。その予算の中で、まずは除雪を行いまして、やっぱり天から降ってくるものがありますので、一昨年のように大雪になった場合は補正等も伴うと思いますので、まずは当初予算でいただいた金額の中で執行していきたいと考えております。以上でございます。

4番 工区を勝手にとは言いません。知らないうちにふえていました。ドーザーということになっているわけですけれども、しっかりと予算内で、時間内で、回れるように工区を割り振りしたと思うので、ちゃんとパトロールをやりながら、安全・安心の除雪体制をしっかりと

いただきたいと思います。

安全・安心の業務の中で、車両によってはドライブレコーダーがついている車両、ついていない車両があるそうです。あともう一つは、最近ニュースでもありました。空を飛ぶパイロットがアルコール検知器で引っかかってという、2回ほど立て続けに今回ありました。高速道路では今最近やっているあおり運転、大変死亡例もありましてということです。ドライブレコーダー、アルコール検知器の全車両設置をして、オペレーターの健全な業務に当たるといふ形の体制づくりはどうされていますか。

地域整備課長 ただいまの件でございますが、アルコール検知器につきましては、各オペレーターに、皆さんにお渡しして、チェックをして、まずは除雪体制に入らせていただいております。

ドライブレコーダーの設置につきましては、今のところ全車には入っておりませんので、今後上司とも相談しながら、必要性も含めて検討というか、上司と相談していきたいと思えます。以上でございます。

議長 ほかに質疑ありますか。それでは、質疑の途中ですが、午後1時まで休憩をいたします。

午前11時57分 休憩

午後 1時00分 再開

議長 それでは、会議を再開いたします。

6番 それでは、34ページ、35ページです。11の3の1、公共施設災害復旧費の中でちょっと質問させていただきます。

この資料を見る限り、800万円という時間外、大変な苦勞をされたことを見据えて、先日も申し上げましたが、感謝申し上げたいと思えます。

その中で、その内容ではございません。この財源の区分の仕方なのですが、34ページの補正の財源の内訳で、その他102万1,000円でございます。この102万1,000円というのは、どういふ内容の財源なのでしょう。

財政係長 ただいまの質問にお答えいたします。

歳入のほうで、災害費寄附金ということで81万1,000円をもらっているところでございます。加えまして、雑入になりますけれども、災害見舞金ということで21万円をもらっているところでございます。雑入につきましては、地方公共団体に準ずるものからいただいた寄附といひますか、見舞金については、雑入で受けるというルールに基づいて、このような区分をしているところでございます。その財源を持ちまして、11款のほうに充当させていただいたといふ内容になります。以上です。

4番 その歳入で、寄附金等々で受けた分について、こういうもの、これは時間外ですが、そういう手当について充ててよろしいのですか。そういう仕組みになっているのですか。

財政係長 このたびはこのような形で公共施設等災害復旧事業に当たっているというふうな、事業全体に当たっているとご理解いただければと思います。ですので、時間外手当に充当したということよりは、9月議会等で議決していただきました工事請負費ですとか、災害に係る費用に充当させていただいたと、活用させていただいたと理解していただければと思います。以上です。

4番 今、係長の説明がございましたが、ここに時間外とはっきり明確になってございますので、災害の全般的なものに使うには、それは寄附、そういう寄附をしてくださった内容からしてよしかったと思いますが、そういうことであれば、表現というのか、時間外とはっきりと名目に書いてあるので、これはいかがなものかなと思って質問した次第です。

それと、この一般財源694万9,000円、その他で102万1,000円、この797万円ですか。この明細票で行くと、一般財源のほうに全て入れておりますよね、この明細で行くと。これは、ただ表示の仕方でしょうけれども、どうせ書くのであれば、それであれば一般財源が600何がして、その他として100何がしという表示をするのが当然なんじゃないですか。何かこうがっちゃり全部一緒にしちゃって、そして災害で全部まとめてやっているというのが、ちょっとそのあたりが、出したのはわかりますけれどもね。ちょっとその辺。

財政係長 予算書とは別に、12月補正の主な事業内容ということで、わかりやすく説明するための資料を別個、A4横版で1枚つけさせていただきましたが、その中に財源内訳という部分がありまして、一般財源が797万円となっておりますが、大変申しわけございません。記載誤りとなっております、一般財源のほうにつきましては694万9,000円が正しい数字と。その他の部分につきましては102万1,000円が入るのが正しいということで、大変申しわけございません。訂正をさせていただきたいと思います。以上です。

議長 ほかにありませんか。

7番 では、26ページ、土木費の8款2項3目除雪対策費、これの70万、除雪機械格納庫整備事業費の中に、工事監理委託料70万円というのがあるわけですが、これはどういう内容なのか質問いたします。

地域整備課長 この工事監理委託料であります、今年度除雪格納庫2棟発注しております。それらに伴う工事の監理委託料でございます。監理というのは、ここに書いておられる監理のほうでございます。

7番 監理、つまり会計上の監理ということなのですか。この格納庫2棟発注、ちょっとわかりにくいですが、何の業務をさせるわけですか。

地域整備課長 済みません、ちょっと言葉足らずでございました。監理業務であります、業務の内訳としましては、工事が発注されまして、だんだん進捗していくわけなのですが、主要な構造物であったり、いろんな段階的な確認が必要となってきます。そのとき、同じく設計

をしていただいた方に委託する業務であります。その方から工事の進捗であったり、主要な構造物の検査に立ち会っていただいて、いろんな形で確認していただくというような業務になります。

7番 ちょっとわかりにくいんですけども、現場監督というのがまずいて、その現場監督のもとに工事が進捗していく監理は、普通、役場発注なら役場職員がやる部分を、この監理する人をここに雇って、置くというふうに聞こえているのですけれども、それは役場職員じゃなく、この人を置くという何か理由でもあるのですか。役場職員がやるべき仕事ではないのですか。

地域整備課長 役場職員がしている仕事は、工事監督業務については町の職員が行っております。この監理業務につきましては、建築士であったり、そういう免許をお持ちの方に委託しなくちゃいけませんので、そういう業務になります。よろしいでしょうか。

議長 佐藤君の発言は本件に関する質疑が3回になりましたが、標準会議規則55条の引用によりもう1回に限り発言を許可します。

7番 なぜそういう質問をするかということに関しては、この監理者が必要だということは、当初からわかっていることですよね。それを何で今の段階になって補正で上げてくるのかというところなんです。要するに、例えばですよ、これ私の予想ですけど、予想が外れていたら大変失礼しますけど、下の工事請負費が70万円ぐらい余っていて、全くの同額がこの監理委託料ということで上がっているわけです。そういったものの予算の使い道として、こういう監理者を置いて、年度途中で補正を組んでいるのではないかと、そういうふうにも思えてくるわけです。本当に必要なら最初から組んでいるはずじゃないですか。なぜこういう時期になって、そういう監理者が必要になって、もともと必要なものを途中からこういうふう雇い入れるのか。そこら辺のところの説明をしっかりとっていただきたいと思います。

地域整備課長 ただいまのご質問であります。確かに当初からとる予算であるべきだと思っております。

どうして、先ほど来ご質問いただいております監理が必要かということでございますが、建築基準法の中で定められておまして、そういう建築士であったり、そういう免許のお持ちの方が、こういう監理に当たらなくちゃならないということが定められております。当初で置かなかったということは、当初予算編成時に確かにその分は落ちていたということになります。ただ、そういう感じで、法で定められておりますので、置かなくてはならないというルールでございますので、その辺はご理解いただきたいと思っております。以上でございます。

議長 ほかにありませんか。

3番 32ページ、3ページになります。11の1の3、水産施設災害復旧支援事業、これは事業内容を見ますと、ヤナ施設復旧に係る支援とありますけれども、この内容をちょっとお伺いし

ます。

農業振興課長 3番議員の質問にお答えします。

県の山形県のアユ等採捕施設災害緊急復旧事業費補助金交付要綱ということで、10月の臨時議会後に要綱を定められまして、それを受けまして町の要綱等に基づくものです。

内容なんですけれども、補助対象事業が8月30日から31日にかけて2回目の豪雨、その2回目の豪雨に対して、県のほうで3分の1の助成、それで町のほうでさらに6分の1、合わせまして2分の1の補助という形になります。

ただ、対象につきましては、舟形町では4設置者いらっしゃいます。そのうち、3設置者の方が対象となります。一つの設置者につきましては、2回目の損傷がないということで、2回目の損傷の合計額133万6,000円、その2分の1という形になります。あくまでも2回目、8月30日から31日までの豪雨、それに対するヤナの損傷の補助ということです。

3番 そうしますと、ヤナ場というのは、今6カ所あるのではないかと思うのですが、そのうちの対象になったのは3カ所、そういうことでよろしいのでしょうか。

農業振興課長 海側には6カ所あるのですが、そのうち舟形町分は4カ所です。そのうちの3カ所が今回の対象ということになります。

3番 舟形町分は3カ所、この分だけの対象と。わかりました。

それでは、この対象になるさまざまな条件があると思うのですが、その条件をちょっとお伺いします。

農業振興課長 条件がですね、お答えします。復旧に要する資材です。あくまで資材の購入経費になります。そこでの、例えば重機等々は対象にならないのですが、その復旧にかかわる資材の購入費のみが補助の対象経費となります。以上です。

議長 ほかにありませんか。

5番 26ページ、8の2の3、除雪対策費、その中で補助資料の中で、当初国庫支出金3,690万2,000円のを、今回ロータリ除雪に対して交付決定ということで、地方債で3,000万円、一般財源で690万円ほどですが、この3,000万円の地方債に対して、国なり、県、国でしようね、交付税で何割ぐらい補填になるのか。

財政係長 ただいまの質問にお答えいたします。

8款2項3目の除雪対策費のほうに地方債3,000万円ということで記載がされております。こちらについては、当初国庫補助金が充当される予定だったので、その交付決定がなされなかったということで、地方債を借り入れて、ロータリ除雪車を購入するという中身になります。ロータリ除雪車につきましては、過疎対策事業債の対象となりまして、7割国のほうから措置されるという有利な起債を借り入れする計画でございます。以上です。

5番 再度確認ですが、この3,000万円のうち7割が過疎債で交付税で補填になるという

ことですが、もしこれを借りなくて一般財源で支払った場合は、そういうふうな交付税措置は受けられないということになるのですか。

財政係長 過疎対策事業債を使うからこそ、7割の措置がされるということで、それを借り入れなければ、一般財源での購入ということになって、国の措置は受けられないということになります。以上です。

議長 ほかにありませんか。

4番 同じ款項目ですけれども、直接ではないかもしれませんが、その除雪車購入、これは3,000万円という大きいやつだと思いますけれども、小さいロータリも購入しました。前に購入している現行の機種は、ロータリ幅1,800で、新しく購入したのが、2割ほど作業効率が悪いというか、狭いところを作業する意味でだかわからないけど、1,500のロータリ幅の車両だと伺っております。直接は見えていないですけれども、そこに至った計画と経緯をお願いします。

地域整備課長 ただいまのご質問であります、今年度購入した小型ロータリ除雪機のことだと思いますが、この規模につきましては、除雪幅が1.5メートルの90キロワット級を購入しております。HTR148型という形になるのですが、従来のやつより若干落ちているということをおっしゃいましたが、規模的には同等なのかなという感じには思っているのですが、前回納入しているものと同じ、同等の規模ということで今回は考えておったのですが、そのような形になっております。

ただ、生活道路でありますので、確かに2.5メートルの幅員がないと入っていけないわけなのですが、前回同様、同等の機種を選んではおりますが、やはりよりきめ細やかにというか、生活道路と認定した箇所については入りたいなということもございまして、このような形になっております。以上です。

4番 課長の答えがちょっと理解できないですけれども、前の小型ロータリは車体よりも若干幅広の、ロータリ幅、作業幅が1,800です。今現在、課長が新しく導入したというのは1,500、車体幅とほとんど同じ車幅の作業機なわけです。要するに、雪深いところだと、なかなか生活道路でも大変な作業をしなければいけないという感じの作業機なんです。なぜそういう作業機を導入したかという経緯を聞くのですけれども、まあそういうふうに路線を小分けして、狭いところを目的として、1,800のやつが入れないから、今回新しく入れた狭いものにしたというのだったらわかるのですけれども、何か説明しづらいような、入札行為か計画で、間違っただけでそれが来てしまったんだみたいな感じに聞こえるのですけれども、実際のところはどうなのですか。

地域整備課長 今、ちょっと手元には資料がないのですが、決して間違っただけの型式等々の選定をしたわけではございません。先ほど4番議員おっしゃるとおり、確かに細かい、狭いところに

入っていく機械でありますので、そこら辺を考慮しながら機種を選定はしたつもりでございます。ただ、今ちょっとその1,800から1,500に変わった経緯は、ちょっと手元に資料がございませんので、ご説明できませんが、より充実した生活道路を除雪するためにこのような機種を選定したことは確かでございます。

4番 例えばドーザー工区がふえて、そこをロータリでカバーしながら、2体制でしっかりと時間内に終わらせるという、要するに車体と作業幅が一緒だということは、大きい車両でもあります。あれはドーザーを寄せた後に作業していくからという考えなんです。車体よりも作業幅が広くなければ、基本的に作業しづらいと思います。今まで同じ工区で1車が、堀内から長沢まで走るの大変だと。2工区に分けると。少し早い時間に生活道路もするよと。それで、1,800じゃなければだめ、1,500じゃないとだめ。それがあっての理由なんですかと聞いているんです。私が思うに、偶然に入った車両が、1,500の車両が入ってしまったと感じている。作業効率の悪い作業機が入ったと。前々から契約していたのに、そこが腑に落ちないところなんです。なぜその作業機になったのかということ、ちゃんと説明するような形の計画でなったのかということ、聞いているんです。どうなんですか。

地域整備課長 担当課としましては、しっかりした計画のもとに、この機械は導入しております。ただ、生活道路の路線の除雪については、やっぱり前々から皆さんからご指摘もありましたが、やっぱり移動時間がすごくかかると。作業の割にはもう移動している時間のほうがかかっているという状況にありました。そんな中で、それを解消して予定する時間まで除雪を完了させるために導入したというのが、一番の目的でございますので、そこら辺は決して間違った型式の選定とかではないので、ご理解いただきたいなと思っております。以上でございます。

議長 佐藤君の本件に関する質疑は既に3回になりました。標準会議規則55条の引用によりもう1回に限り、特に発言を許可します。

4番 配慮願ひましてありがとうございます。

今課長が言ったのは、作業効率という言葉を使いました。入れない作業幅の狭いところに使用するためとは言いませんよね。であれば、新雪、四、五十センチ降ったときに1メートル50幅で、作業幅で真っ直ぐ行きますよ。そこを踏まないように真っ直ぐバックしてくださいというのはできますか。大変ですよ。作業効率は非常に悪いと思います。たかだか30センチ、車体よりも幅広い。それがあがるゆえに、バックして2往復できると。そういう作業率のよさが出るための作業機の違いがあるのです。そこら辺をちゃんと考えながら、機械をなぜ導入しなかったというところに、もちろんオペレーターたちも不満と不思議に思っています。私も思っています。そこら辺を聞くんです。計画が、導入された機械と合っていないんじゃないのですか。入ってしまったんじゃないのですか。そういう作業機が。私はそう感じます。

どうなんですか。もう一度お願いします。

地域整備課長 先ほど来、何回も回答してありますが、間違っって導入されたわけではございません。先ほども申し上げましたが、やっぱり2台体制にして、より町民の方から生活道路として除雪をしていただきたいという路線がふえたものですから、その2台体制でより効率的に除雪するために、幅については……。いや、あの……。はい、わかりました。作業効率じゃなくて、2台体制にしたというところを私はご理解していただきたいと思います。今まで1台で回っておって、時間どおりできなかった、無理な動きがかなりあったところを、もう1台入れまして、予定された時間内に終わるように努力するような除雪計画をとったわけです。そこら辺を何回も申し上げますが、ご理解いただいて、町民のサービスのために努力しているということをご理解していただきたいと思います。

議長 暫時休憩します。

午後1時28分 休憩

午後1時35分 再開

議長 それでは、会議を再開いたします。

地域整備課長より追加の答弁を求めます。

地域整備課長 済みません。先ほどのご質問でございしますが、私がちょっと若干勘違いしておったところがありました。おわび申し上げます。

それで、1.8のロータリ幅から1.5のロータリ幅に変わった経緯でございしますが、平成23年度発注しております、前回の車、除雪車については、そのときは1.8メートルでありました。これは、やっぱり標準が1.5メートルであります。そんな中で、まちとしてオプションということで1メートル80の、1.8の幅に変更して発注しておりました。今回が1.5メートルという形で発注したわけなのですが、これは標準です。その型の標準のタイプが1.5メートルでございします。ただ、先ほど来言われておりましたが、町としてはオプションの設定をしないで、馬力が、140から180馬力に上がっているそうです。そこら辺も考慮したんですが、やっぱり1.8の幅に変更すればよかったのかなとは思うのですが、一応馬力も上がっていますし、作業効率を考えると、今までどおりに作業できるのではないかとということで、今回は1.5メートル、標準タイプのままで発注して、先月納車という形になっております。そのような経緯でございします。済みません。

議長 ほかにありませんか。

4番 短目に終わらせませすけれども、32、33ページの11の1の1、農業用施設災害復旧費に絡めてといたしますか、農業災害で今回国と県の認定災害以外にこぼれた部分、40万円以下の部分は10分の10を町で出してしっかりカバーしていくと。そして、人件費まで出していただき、

大変ありがとうございます。町民の方々は町の早急な体制にすごく感謝しながら、復旧に尽力しているところであります。

その中で、災害といえば上物、要するに水害で流れて作物がだめになってしまったと。要するにこれに関しては、共済という米に関しては、作物に関してはあるわけですが、農業共済というのがあるわけですが、きょうの新聞の中で特例を認めていただいたという記事がありました。これについては、作況指数が8月に発表されて102でありました。それで、結構なっていないよという話になって、県の農政事務所のほうで再チェックしたのが10月の第1週目です。第3週目に作況指数の第2弾が発表になって、97とやや不良と。しかしながら、それでもまだ高いというぐらいに、ことしは作況が悪かったという状況の中で、農業共済連の会長が国のほうに特例を認めてくださいという直談判をしながら、認めてもらったという記事が載っております。

それを、要するに収量後の申請になるわけです。町の調査、ここにあります作況調査を元手に比べるとということになっていきますけど、災害現場復旧の調査はして、ずっと今工事を進めているわけですが、上物に関しての、この作況の調査、被害調査に対しての町の把握というものは、どの程度までやっているのか。

農業振興課長 4番議員の質問にお答えします。

上物の調査については、実施しておりません。以上です。

4番 以前には、農家のほうにお願いして、圃場を選定して作況調査をやっておりました。いつの時期からか、作況調査すらもやらなくなったわけですが、これというのは、全体的にやらなくなったのか、舟形町だけがそれをやらないようになったのか。舟形町の独自の作況指数を出さないとは言いませんけれども、作況調査をやっていたのをやらなくなった理由というのは、どこにあるのですか。

議長 暫時休憩します。

午後1時41分 休憩

午後1時48分 再開

議長 再開します。

農業振興課長 済みません。成育調査につきましては、ここ10年ぐらいやっておりません。ただ、作況調査、今年度も8月の末ですね。私も行きました。農業委員の方を主に、町内十二、三カ所、草丈等のはかり方ということで、これは毎年しております。以上です。

4番 きょうの新聞によると、例えば農協のようなライスセンターであれば、個人の収量数が出てきます。あとは、青色申告であれば、集荷量のデータをとっています。それでも出ない方がいるわけです。その方について、収穫後の要するに収量が落ちたということを申告できる

という特例が認められている部分、一つ。それについては、ここに書かれているのは、市町村別統計に基づく収量から算出するとなつて、必ず町の統計というものがかわってくるようにうたわれているわけ。だからゆえに、町では統計というものの調査か何かを毎年やっているのでしょうかということ聞いたわけなんですけども、もし今後こういう形の中で共済なり県のほうから、そういう呼びかけがあるかと思しますので、そのために準備なり等をおいたほうがいいかなと思います。

と同時に、水害で農地は直したけれども、直せないのは収量で、共済の加入の仕方今回、町長、きのう一般質問の中でも答えてくれましたけれども、113ヘクタールのうち、該当になつた方がおおむね50ヘクタールだと。戸数的に67戸だという答えを答弁いただいたのですけれども、これも共済担当者のほうに電話したら、まさしくそのような数字でした。半分以下ですよ、該当するのは、舟形町さんでと。要するに、土砂は堆積してつぶれたけれども、一部分刈れると。刈ってしまうと、これはもう部分的なものしか見ない、特例で見ないのです。という形の中で、舟形町では共済の数字に合わせて、被害状況とどのぐらいのずれがあるのかなということも確認しておいたほうがいいかなと思いますので、ぜひ収量を補償してくださいというものではありません。データとしてしっかり残しておくべきだと思いますので、その作況指数というか、収量調査をできればしておいて、今後のこれからのデータとして蓄積しておいていただければと思いますので、そういう体制づくりをよろしくお願いします。

農業振興課長 私もきょうの新聞を見てきました。今議員がおっしゃることにつきましては、上司と相談しながら、今後さらに外部なりいろいろ聞いてみまして、検討していきたいと思えます。

議長 ほかにありませんか。

7番 28ページ、土木費8款4項1目の住宅管理費、町営住宅管理事業費198万円の補正で、説明には西堀住宅等の修繕費と書かれてありますが、その内容を質問いたします。

地域整備課長 ただいまの町営住宅の修繕料でございますが、198万円の補正を今回要望しております。そんな中で町営住宅の退去者、退去時の修繕であったり、あとは子育て支援住宅のトイレの修繕、あとはきのうの団地の給排水の修繕、さらには説明、今おっしゃったとおり西堀集合住宅のエアコンの修繕でございます。以上、主な項目はこのような形になっております。

7番 ぜひ住みよい環境を整えていただきたいと思います。

警察官が住んでいた家の補修かなんかも始まっているのか、足場がかかっているようですけれども、そういった予算も入っているのかなと思って、逆に質問したのですけれども、それはそれでいいのですけれども、ついでに今から二つ質問します。二つというか、内容は同じですけど、医者も変わることですし、あそこの住宅地から駅前のその警察官がいた住宅

地から伸びている桐の木が、枝が診療所の通路側まで伸びているものですから、それを切って、気持ちのいい形で診療所の先生に来ていただければどうかという一つの声と、あともう一つ、木に関してですけれども、子育て支援住宅のところに桜の木なのですけれども、黙っていると全部切られそうなのでぜひ言ってくださいということで、これに絡めて言います。電線等とかが引っかかる場合はやむを得ないですけれども、それ以外は住民とかやっばり和みのある桜の木なので、そういう相談もなく、ばすっと切るような、そういうことは住宅環境の整備から言ってもよろしくないだろうから、そういうことはしないでほしいということ伝えてほしいということでしたので、これに絡めて、そういう町営住宅施設の近辺の木の伐採とか、そういったところには気を配って住宅環境の整備をしてくださいというようなことで、町民から言われたご意見をまず言わせていただきますけれども、その木の伐採に関して、その警察官がいた住宅の桐の木の伐採と、子育て支援住宅の桜の木の、そこら辺の管理というか、あり方について何か考えを持っておりますか。

地域整備課長 今の2カ所の木の件でございますが、現場を確認しまして、なお子育て支援住宅のそばにあります桜については、そこも現場を確認しまして、関係者とも連絡をとりながら対策していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第53号を採決します。議案第53号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第53号は原案のとおり決定されました。

日程第4 議案第54号 平成30年度舟形町水道事業会計補正予算(第2号)について

議長 日程第4 議案第54号 平成30年度舟形町水道事業会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます

財政係長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

6番 今の44ページの最後の明細の中で、最後にある委託料、公営企業会計アドバイザー業務

委託料というのがございますが、これは話はわかりますが、今の時期に補正で上げるものなのですか。

地域整備課長 ただいまのご質問でございますが、公営企業アドバイザー業務委託95万6,000円でございます。これらについては、これから平成31年度の予算編成に当たりまして、指導助言をプロの方からいただきながら、公営企業の平成31年度予算の編成に入りたいと思ひまして、今回補正させていただく項目でございます。以上でございます。

6番 そうしますと、この委託料というのは、この公認会計士ですか、この方に払うのは年間で95万6,000円、これは平成31年度分だということで、そういうことで理解してよろしいのですか。

地域整備課長 今おっしゃるとおりでございますが、あくまでも予算でありますので、これから契約行為に入ります。そこら辺はなるべくお安く契約していただくよう、働きかけていきたいと思ひます。以上です。

6番 お安くはよろしいのですが、それを毎年、毎年契約の内容、額が変わるんですか。その事業の中身で、来年度の予算の分だということでございますが、ころころ毎年そういう契約をしているのですか。

地域整備課長 公営企業会計につきましては、平成29年度から新しく会計を移行しているわけなのですが、その移行時にはアドバイザーをいただきながら移行し、新しく予算も編成業務をしております。しかしながら、やっぱり町の職員では対応できないところが多々ございまして、そこら辺を公認会計士等にアドバイスをいただきながら、31年度、さらにはしっかり会計事務ができるまでは、引き続きこのような形で予算化はしていきたいと考えております。以上でございます。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第54号を採決します。議案第54号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第5 議案第57号 舟形町舟形若あゆ温泉等の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます

まちづくり課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。

4番 指定管理については、何分特段とありませんけれども、この指定管理する(2)の中のふれあい広場の中での多面的であるか、ティーパークであるか、ゲートボール……、ゲートボールだっけか。グランドゴルフ。グランドゴルフでやっているところにステージがありますよね、あのトイレの付近に。あのステージが老朽化によって解体しました。あずまやで上のほうには、休憩する場所があるのですけれども、あのトイレの近くのステージ改修したところに、休憩するベンチがあれば大変いいかなという思いがあります。これ、指定された管理者に言うのか、町に言うのか、どっちに言えばいいのかなということで今言わせていただきますけれども、ぜひあそこら辺に休憩のための椅子、ステージをつくらなくてもいいと思います。これを設置する計画はないのですか。

まちづくり課長 ただいまの休憩のための椅子であったりとか、ベンチであったりとかの計画はないのかというご質問でございますけれども、今初めてこういったご意見をいただいたということでございます。いろいろとそのほか、林業関係の補助事業とか、いろいろベンチを今中学校とかで導入しているものもございますので、そういったところを活用できないかとか、いろいろ検討させていただいて、対応していきたいと思っております。以上です。

4番 子供の遊び場であるウッドパークが今使用禁止、遊具の耐久が、安全性なんかの目的で使用禁止、使つてだめだよという張り紙がなっていると思います。その改善もしかりなのですけれども、あそこでゲートボールじゃない、グランドゴルフするには、高齢者のほうが多いと思います。社長も知らないことがあるようですけれども、管理される社長からの、ぜひ要望として、遊具を使えるような、子供たちが遊べるような、並びに高齢者がゲートボール、グランドゴルフするときに、ベンチで座って、なおかつそこを物置にしてもいいかと思っております。ジャンパーを置いたり、バッグを置いたり、できるような場所がベンチとしてあれば、なお最適かなと思っておりますので、ぜひ社長、町のほうに指定管理者としての要望をしていただきながら、設置計画をしていただきたいと思います。

副町長 一応振興公社の社長として、今要望を承りましたので、ご検討させていただきたいと思っておりますけれども、大変申しわけございません、遊具が壊れているという話、私も認識なかったものですから、そのあたりも含めまして、あとやはり指定管理者といたしましては、住民サービスの向上と、できるだけサービスの充実を図ることが最善だと思いますので、できることは極力町と相談しながら対応してまいりたいと考えております。どうぞよろしく

お願いします。

まちづくり課長 遊具が壊れているというご指摘でございますけれども、承知してございますし、実は修繕に要する経費として、たしか300万円ぐらいの修繕の費用がかかるということでございます。多額な遊具ということでございますので、当初予算も含めて検討してまいりたいと思います。以上です。

4番 昨年までは10億円を超えるふるさと納税寄附金がありました。ぜひ寄附金も、今のうちは使い切っていないと思います。子供が遊べて、老人と触れ合える広場、多目的広場のために、ぜひゲートボールじゃねえ、グランドゴルフだけを優先するのではなくて、グランドゴルフ専用のコート整備計画とともに、子供の遊び場をとらないでいただきたい。ぜひ子育てのためにも寄附金を使って、300万円かかるからって、そんなことを言わないで、ちゃんと整備をよろしくお願いします。社長もしっかり要望をしてください。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第57号を採決します。議案第57号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第57号は原案のとおり決定されました。

日程第6 議案第58号 舟形町農林漁業体験実習館等の指定管理者の指定について

議長 日程第6 議案第58号 舟形町農林漁業体験実習館等の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます

まちづくり課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑を行います。

7番 それでは、この管理団体が非常に頑張っているということは、決算議会でも数字で明らかになっていることだと思います。その中で、附帯園地と猿羽根山スキー場の一部を含むという、この場所が少し範囲としてはわかりにくい範囲になっているのですけれども、ここら辺の使用の度合いとか、我々にぼきっと地図上なんかで、ここからここまでの範囲を管理してもらっていますと示せるような範囲になっているのか、ただの山林になっているのか、そこ

ら辺のところはどうなっているのか質問いたします。

まちづくり課長 具体的にうまく表現できるか、伝わるかわかりませんが、体験実習館の前にテニスコートがございますけれども、その脇にレンタル農園、畑等、それからその奥にたしか栗林と、こちらも含めて附帯園地ということで呼ばせていただいているものでございます。

7番 では、その今課長が言われた栗林、私が昔見た段階では栗林ではなかったのですが、栗林を植えて、そういった栗などを売って収益を上げる、その土地まできちんと管理してもらっているという、そういう認識を今させてもらってよろしいですか。その栗林のみ。農園は知っていますけれども、そういうふうに捉えさせてもらっていいですか。

まちづくり課長 確かに収益には結びついていないというふうに申し上げられるかと思いますが。ただ、収穫できたものについては、別の事業として、東北エコリサイクルさんの事業収益とは別に、かかしまつりであったりとか、区民まつりであったりとか、そういったものに提供できているというふうに理解しております。

4番 要するに、言いたいことは、荒らさないように管理していただくということがメーンの管理者なのかなと思いますので、やはり荒れないように、農園のほうは私見ておりますけれども、スキー場の一部、そこの部分の管理もしっかりしてもらうように、やはり町もきちんと見ていくというところに気を使ってもらいたいなというところで質問を終わります。

議長 ほかにありませんか。

6番 今の同じ項目です。この管理する施設で、多目的広場1面とございますが、4反歩ほどですが、これはどこを指しているのでしょうか。

まちづくり課長 体験実習館の前の、前テニスコートとして使っていた広場を多目的広場という名称で呼んでいるものでございます。

6番 あの道路の下の広場、あれは今何も使っていないですよ。あれを何とか、さっきの温泉の要望じゃないですけども、駐車場にしちゃって、あそこから階段でもして、こう上がって、ところで上がってくる、あっちから車回るような形にしたほうが、下まで車を置いて上がってくるお客様がいますけれども、余り遠いので通路に置く人が結構いるんですよ、入り口の。ですから、あれをもう使っていないのであれば、そういう活用も、方法もあるのではないかなと。私はこの多目的広場というのは、入り口の周り、芝になっていますよね。あそこを言っているのかなと思ったのですが、あれはどの部分に管理として入っているのですか。あれは建物に含まれているのですかね。

まちづくり課長 多目的広場の活用につきましては、今後の検討課題というふうにご意見として承りたいと思います。

それから、芝生の広場でございますけれども、こちらに関しましては体験実習館の1棟の中

議長 ただいまの委員長報告では、請願第2号、陳情第3号、ともに閉会中の継続審査の申し出となっております。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、委員長からの報告のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第8 議員派遣の件

議長 日程第8 議員派遣について議題といたします。議員派遣の内容については、事務局長より朗読いたします。

議会事務局長 (朗読、説明省略)

議長 議員派遣の件についてご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議員派遣については原案のとおり決定いたしました。

議長 以上をもちまして12月定例会に付された事件は全て審議を終了いたしました。町長よりお礼の申し出がありますのでお受けします。

町長 平成30年第4回定例会の閉会に当たりまして、御礼の挨拶を申し上げます。

12月4日から3日間の日程で、平成30年度一般会計補正予算、水道事業会計補正予算と予算の補正が2件、舟形町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、舟形町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてと条例の設定が2件、舟形町舟形若あゆ温泉等の指定管理者の指定及び舟形町農林漁業体験実習館等の指定管理者の指定が2件、合計6件につきまして満場一致でご決議賜りまして、まずもって御礼を申し上げます。

一般質問やご審議の中で賜りました建設的なご意見は真摯に受けとめまして、行政運営に努めてまいりたいと思います。

ことは積雪もなく安堵しているところですが、議員各位におかれましては、年末で忙しくなる時期となりますので、健康にはくれぐれもご留意いただきまして、舟形町発展のため引き続き特段のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。3日間ありがとうございました。

議長 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

以上をもって平成30年第4回舟形町議会定例会を閉会いたします。3日間にわたる慎重審議大変ご苦労さまでした。

午後2時27分 閉会

上記会議の経過を記載し、その相違ないことをここに署名する。

議 長 八 湊 太

署 名 議 員 奥 山 謙 三

署 名 議 員 叶 内 富 夫